

県施策及び予算に関する提言・要望書

山 梨 県 市 長 会

県施策及び予算に関する提言・要望について

市政の推進につきましては、平素から格別のご支援、ご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

現在、新型コロナウイルス感染症の収束の見通しが立たない中で、市民生活及び地域経済に影響が生じており、各市では、こうした状況を打開するためのワクチン接種に、地域の実情に応じて可能な限り迅速に、間断なく全力で取り組んでいるところであります。

また、感染拡大防止と地域経済の回復に向け様々な対策を講じているところであります。

県におかれましては、県民の生命と健康を護るため、感染拡大防止のための様々な対策を講じるとともに、経済対策等各般の施策を積極的に実施されており、厚く御礼申し上げます。

引き続き、13市としても、県と心をつなげて、この難局を克服すべく全力を傾注して参る所存であります。

一方、地方創生については、リニア中央新幹線や中部横断自動車道など、山梨の発展につながる新たな交通ネットワークも見据えつつ、少子化対策、移住・定住の促進、地域活性化等、創意工夫を活かした施策を果敢に展開しているところであります。

また、県内 13 市は、防災・減災対策をはじめ地域医療・福祉の充実、社会資本整備、教育施策・環境の充実など広範多岐にわたる課題に対処するため、行財政改革による経費の削減を重ねる中で、市民の負託に応えるべく懸命に取り組んでおりますが、新型コロナウイルス感染症の影響により地方税財政を取り巻く環境は厳しくなっており、もとより、社会保障サービスなど住民福祉向上のための財政需要が年々増加する中で、より深刻な財政運営を強いられております。

こうした中、本会におきましては、各市の主要施策の着実な推進を図り、諸課題を解決するため、ご支援、ご協力願いたい事項を取りまとめました。

県におかれましては、各市の実情を十分ご理解いただき、新型コロナウイルスの感染状況を踏まえた迅速かつ的確な対策を講じるとともに、令和 4 年度の予算編成にあたりまして、本提言・要望事項の実現が図られるよう特段のご配慮をお願い申し上げます。

令和 3 年 8 月 24 日

山梨県知事 長崎 幸太郎 殿

山梨県市長会
会長 内藤 久夫

県施策及び予算に関する提言・要望事項一覧表

(重点提言・要望事項)

番号	事 項	区分
1	新型コロナウイルス感染症対策について(共通)	一部新規
2	防災・災害対策等の充実強化について(共通)	継続
3	地方創生の推進について(共通)	一部新規

(提言・要望事項)

番号	事 項	区分
4	総合型スポーツクラブへの財政支援について(共通)	新規
5	消費者行政の推進について(共通)	継続
6	公共交通の充実・強化について (共通)	〃
7	リニア中央新幹線の早期開業等について (共通及び南アルプス市、中央市)	〃
8	地方行財政の充実強化について(共通)	〃
9	地域医療の充実について(共通)	〃
10	生活保護制度・生活困窮者自立支援制度について (共通)	一部新規
11	高齢者福祉の充実強化について(共通)	〃
12	国民健康保険制度について (共通)	〃
13	障がい者福祉施策の充実について(共通及び富士・東部4市)	継続
14	生活環境の整備等について(共通)	一部新規
15	予防接種について(共通)	継続
16	容器包装リサイクル及び家電リサイクルについて (共通)	一部新規
17	廃棄物処理対策について(共通)	継続
18	山岳の振興及び環境保全について(共通)	一部新規

番号	事 項	区分
19	有害鳥獣の駆除・防除対策について(共通)	継続
20	森林整備の促進等について(共通)	一部新規
21	埋蔵文化財の調査について(共通)	継続
22	社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金について(共通)	〃
23	高速道路及び地域高規格道路等の整備促進について(共通)	〃
24	国道・地方道の整備促進について(共通及び個別)	一部新規
25	公共土木施設及び公共建築物の老朽化対策について(共通)	〃
26	河川改修等整備の促進及び環境保全について(共通及び個別)	一部新規
27	下水道の整備促進について(共通)	〃
28	住宅新築資金等貸付原資償還額の見直しについて(甲府市、甲斐市)	継続
29	義務教育施策の充実強化について(共通)	一部新規
30	公立学校施設等の整備について(共通)	継続
31	GIGA スクール構想について(共通)	一部新規
32	就学援助制度について(共通)	継続
	合計 32 件 (新規 1 件・一部新規 15 件・継続 16 件)	

重点提言・要望事項

1 新型コロナウイルス感染症対策について(共通)

市民の生命と生活を守るとともに、地域経済の回復を図るため、次の事項について、国への働きかけを含め特段の措置を講じること。

(1) ワクチン接種について

希望する市民に迅速にワクチン接種できるよう、各市が必要とするワクチンの量を安定的に供給するとともに、具体的な配分時期及び配分量等、接種の実施に必要な情報を各市に迅速に提供すること。

(2) 医療提供体制の確保等について

医療提供体制の確保等のため、次の事項について適切な措置を講じること。

① 新型コロナウイルス感染症病床の確保について

新型コロナウイルス感染症病床を確保するため、特殊事情により支援している協力病院に対する重点病院同様の支援を行うこと。また、受入医療機関で発生する必要な経費について、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を拡充するなど十分な財政措置を講じること。

② 公立・公的病院の経営の安定について

地域医療を守る公立・公的病院等の安定的経営を確保するため、必要な財政措置を講じること。

(3) 新型コロナウイルス感染症対策に係る財源確保について

新型コロナウイルス感染症が収束するまでの間は、自治体が感染拡大防止対策や地域経済対策に、引き続き、迅速かつ的確に対応できるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及び関係国庫補助金等自治体が必要とする財源について、引き続き財政措置すること。

(4) 観光振興等に関する支援について

観光産業及び飲食店等の回復に向け、市が行う観光振興及び消費喚起対策に対して十分な財政措置を講じること。

(5) 地域公共交通への支援について

利用者の減少により影響を受けているバス等地域交通について、安定的な経営が維持できるよう必要な支援を行うこと。

(6) 福祉保健への支援について

福祉保健への支援の充実を図るため、次の事項について適切な措置を講じること。

① 高齢者等に対するインフルエンザ予防接種について

県においては、引き続き、高齢者等に対するインフルエンザ予防接種費用への助成を行うとともに、65歳未満のインフルエンザの予防接種費用についても助成を行うこと。

また、インフルエンザの予防接種を受ける者が増加しても、インフルエンザワクチンの供給に不足が生じないように、ワクチンの増産を国に働きかけること。

② 障がい者福祉について

同居家族が陽性患者となった場合に、家族の介護力だけでは補いきれない障がい者を受け入れられる体制（障がい者施設、医療機関等）を構築すること。

また、自宅生活が必要な障がい者に対する、長期的かつ特例的なヘルパー支援等の取り組みを可能とすること。

(7) 自治体の資金繰りへの対策について

感染症の影響により税収の大幅な減収が見込まれることから、大幅な減収が生じた場合には、令和2年度に追加措置された地方消費税交付金等の税目を継続して減収補てん債の対象とすること。

2 防災・災害対策等の充実強化について(共 通)

防災・災害対策等の充実強化を図るため、次の事項について国への働きかけを含め積極的かつ適切な措置を講じること。

(1) 台風・豪雨等の気象災害対策の推進について

近年、多発する集中豪雨や大型台風等の気象災害対策を推進するため、次の事項について適切な措置を講じること。

① 土砂災害対策の推進について

土砂災害から住民の生命・財産を守り、安全で豊かな活力ある社会を実現するため、急傾斜地崩壊・土石流対策事業について、事業中箇所を早期完成及び現行制度における負担金の減額又は撤廃を行うとともに、採択基準以下の急傾斜地が多く存在することから、国の基準を「崖高 5m、人家件数 5 戸以上」及び県の基準を「崖高 5m、人家件数 2 戸以上」にそれぞれ緩和し急傾斜地崩壊対策事業を推進すること。

② 河川監視体制の強化について

住民の自主的な避難行動及び適時的確な避難情報の発令に資するよう、監視カメラ、雨量計及び水位計を早急に増設すること。

また、県管理河川について水位周知河川の指定を拡充すること。

(2) 富士山火山防災対策について

富士山火山防災対策の充実強化を図るため、次の事項について適切な措置を講じること。

① 富士山火山広域避難計画の見直し等について

早期に改定版ハザードマップに基づく富士山火山広域避難計画に見直すとともに今後の検討事項に係る検討を進めること。

② 避難行動要支援者の避難について

病院の入院患者や社会福祉施設入所者等の避難行動要支援者の避難に関して、都道府県域を越え広域で避難受入先が確保できるよう、国及び県によ

り調整し確保すること。

③ 突発的噴火に備えた山小屋の強化について

富士山科学研究所による研究等を着実に推進し、早期に富士山山小屋の特性を考慮した工法を確立すること。

また、山小屋の強化について、県の財政措置を講じること。

④ 広域避難に係る道路計画の策定及び道路整備について

富士山火山広域避難について、高速道路を含めた避難道路利用計画の策定及び降灰対策等、自家用車避難に対応した道路計画を策定し、整備を促進すること。

また、広域避難路の降灰対策として火山灰の仮置き場及び処分場を速やかに選定すること。

⑤ 砂防事業の整備促進について

国直轄による砂防事業について、必要な予算を確保し促進すること。

(3) 除雪及び凍結防止事業への財政措置について

住民生活及び地域経済に支障が生じないよう迅速な除雪及び凍結防止を図るため、幹線市町村道除雪費補助金の補助要件を見直すこと(補助基準の緩和、豪雪地帯・寒冷地帯の拡大)。

(4) 消防・救急業務体制の充実強化について

市民から寄せられる救急医療に関する相談に適切に対応するとともに、救急車の適正利用及び救急医療機関の受診の適正化を図るため、救急安心センターを整備すること。

3 地方創生の推進について(共 通)

人口減少を克服し、地方創生を推進するため、次の事項について国への働きかけも含め積極的かつ適切な措置を講じること。

【少子化対策】

(1) 子ども医療費助成制度について

地方単独事業で実施している子ども医療費助成制度(中学 3 年生まで)について、国において制度を創設すること。

また、地方単独事業実施による国民健康保険国庫負担金等の減額算定措置を全面的に廃止すること。

(2) 県乳幼児医療費助成制度の見直しについて

全市町村が入院・通院ともに未就学児まで実施している状況であり、また、全市が中学 3 年生まで対象年齢を引き上げているところである。

については、県の助成制度においても入院・通院ともに対象年齢を中学 3 年生まで引き上げること。

(3) ひとり親家庭医療費助成制度について

地方単独事業で実施しているひとり親家庭医療費助成制度について、国において制度を創設すること。

また、地方単独事業実施による国民健康保険国庫負担金等の減額算定措置を全面的に廃止すること。

(4) 子どもを産み育てやすい環境づくりについて

子どもを産み育てやすい環境づくりを推進するため、次の事項について適切な措置を講じること。

① 産婦健診公費助成について

産後うつや新生児への虐待予防等を図るための産婦健診の公費助成が、安定的に実施できるよう、引き続き、国庫補助による確実な財政措置を講じること。

② 不妊治療について

不妊治療に係る経済的負担を軽減するため、予定どおり令和4年4月から保険適用すること。

③ 保育対策について

新卒者への就職支援事業や潜在的保育士の確保に向け、引き続き PR 事業・就職支援事業等を行うこと。

また、公立保育所(園)の整備を促進するため、地方債の交付税措置を拡充すること。

【移住・定住の促進】

(5) 移住・定住の促進について

ポストコロナ時代を踏まえ、本県の魅力を活かした移住・定住の促進を図るため、次の事項について積極的な措置を講じること。

① 自治体や民間事業者が整備するサテライトオフィス等の施設に対し支援を行うなど、二拠点居住や移住者の定着を促進させる施策を継続して行うこと。

② サテライトオフィス等の利用を希望する人や事業所向けのプロモーション活動や、市町村と事業所とのマッチングを継続して行うこと。

③ 鉄道通学支援のための人口転出抑制実証事業費補助金について、申請者が年々増加するとともに、本制度により大学進学時の人口転出抑制等一定の効果を上げていることから、本事業を継続するとともに 1 市町村 2,500 千円の限度額を撤廃するなど拡充をすること。

【地域経済活性化】

(6) 産業の集積及び雇用の創出について

産業の集積及び雇用創出を促進するため、県産業集積促進助成金(製造業、情報通信業等)について、必要な予算額を確保するとともに、中小企業の設備投資を促進するため、対象要件(製造業)の投下固定資産額の下限值である 3

億円を減額すること。

(7) 担い手対策について

次世代を担う農業者の育成・確保を推進するための農業次世代人材投資事業については、当初要望額に必要な予算額を確保すること。

4 総合型地域スポーツクラブへの財政支援について(共 通)

地域スポーツ振興の担い手の役割を果たしている、総合型地域スポーツクラブを存続させていくため、県による総合型地域スポーツクラブへの財政措置を講じること。

また、国においても、財政支援措置を講じるよう働きかけること。

5 消費者行政の推進について(共 通)

消費者行政の強化・推進を図るため、新規相談員の養成を県が主体となり、継続して行うとともに、国の消費者行政に係る交付金等の活用期間が終了すると、これまで取り組んできた専門相談員のレベルアップ等相談サービスの維持及び啓発活動等が困難になるため、交付金等を恒久的な財源措置とするなど十分な財政措置を講じるよう国に働きかけること。

6 公共交通の充実・強化について(共 通)

JR 中央本線の高速化、利便性の向上及び生活交通に欠かせない地方バスの維持のため、次の事項について国及び事業主体への働きかけを含め積極的かつ適切な措置を講じること。

(1) JR 中央本線の高速化等について

JR 中央本線の高速化、安定輸送の確保、利便性・安全性の向上及び人口減少対策のため、次の事項について、国及びJR東日本へ積極的に働きかけること。

- ① 通勤時間帯における特急列車の増便、大月駅以西へのE電の乗り入れ延長、大月駅と甲府(竜王)駅間における通勤快速電車の運行及び早朝の都心への

交通アクセス性の向上として、特急列車へ接続できる普通列車を運行すること。

- ② 人口減少対策として、東京圏への通勤・通学利用を促進するため、割引特急制度を導入すること。
- ③ 帰宅困難者対策について、県は、JR 東日本と連携する中で、一時避難所を確保するなど対策を強化すること。

(2) 地方バス路線運行維持対策の充実について

地方バスを維持するため、次の事項について国への働きかけを含め積極的かつ適切な措置を講じること。

- ① 生活路線として必要な不採算路線の維持費及び市町村自主運営バスへの財政支援を拡充すること。

また、地方バス路線維持に係る特別交付税措置を拡充すること。

- ② 県生活バス路線維持費補助金について、補助基準の要件(1 日輸送料等)を緩和するとともに、持続した運行ができるよう補助期間の限度を廃止すること。

7 リニア中央新幹線の早期開業等について

(共通及び南アルプス市、中央市)

リニア中央新幹線の早期開業及び地域活性化のため、次の事項について事業主体への働きかけを含め積極的かつ適切な措置を講じること。

(1) リニア駅周辺整備について

リニア開業効果が県全体の発展に繋がるよう、本県だけではなく他県を含めた「広域的なゲートウェイ」としての役割を果たすとともに、県が目指す「世界に先駆けて水素社会を実装するモデル都市の形成」等の実現に向けて、リニア駅周辺(約 24.5ha)については、県が主体となって整備す

ること。

(2) リニア中央新幹線の整備促進について(南アルプス市、中央市)

リニア中央新幹線の早期整備のため、次の事項について、適切な措置を講じること。

① リニア用地にかかる地権者の、住宅や事業用の代替地等の要望に対し円滑に対応できるよう、県において土地規制(農振等)の見直し・調整を主導的に行うこと。(南アルプス市)

② リニアについては、地上区間がほぼ高架橋であり、沿線地域では工事による地下水や地盤への影響が懸念されているため、十分に調査を実施し、その情報を開示すると共に、具体的な工事方法等についても丁寧な説明をするよう、県においてもＪＲ東海に対して要請すること。

(南アルプス市、中央市)

8 地方行財政の充実強化について(共 通)

安定的な地方行財政運営が図られるよう、次の事項について国への働きかけを含め積極的かつ適切な措置を講じること。

(1) 地方交付税総額の確保について

安定的な行財政運営が図れるよう、地方交付税の財源保障と財源調整の両機能を強化するとともに所要額を確保すること。

なお、所要額の確保にあたっては、臨時財政対策債の発行によらず地方交付税の法定率の引き上げにより所要額を確保すること。

(2) ゴルフ場利用税について

ゴルフ場利用税は、ゴルフ場が所在することにより生じる特別な行政需要を賄う重要な財源であることから、将来にわたって同税の現行制度を堅持すること。

9 地域医療の充実について(共 通)

今後、在宅医療の増加が見込まれる中で、県民誰もが良質かつ均質な医療を享受できる体制を確保するとともに、地域で安心して子どもを生み育てられるよう、次の事項について国への働きかけを含め積極的かつ適切な措置を講じること。

(1) 医師等確保対策について

医師(特に、産科医、麻酔科医、内科医、外科医及び非常勤に頼っている診療科)及び看護師の確保について、次の事項について適切な措置を講じること。

- ① 地域を支える医師の絶対数の確保及び地域間・診療科間の偏在を是正する即効性・実効性のある施策を早急に講じること。

また、医師の働き方改革の推進に向けて、地域の実情を把握する中で、医師の確保等積極的な支援を講じること。

- ② 総合診療専門医の育成の推進について積極的な財源措置を行うとともに、若手医師が地域医療や在宅診療に触れられるよう、二次医療機関でありながら一次医療を担う地方の病院での研修等、総合診療専門医養成のためのキャリアパスを明確にし、地域医療を担う医師の確保策を講じること。

- ③ 在宅支援訪問診療医の確保並びに在宅医療推進のための安定的な財源の確保策を講じること。

- ④ 看護師を育成・確保し、地域間の偏在を解消するため、看護専門学校運営費補助金を増額すること。

(2) 小児救急医療体制の拡充について

子どもの健康の増進及び安心して育児ができる環境の充実強化のため、次の事項について、適切な措置を講じること。

- ① 小児救急電話相談について、平日午前 7 時から 9 時の間及び午後 5 時

から 8 時の間も相談業務を行うこと。

- ② 富士・東部小児救急医療センターの診療時間を深夜 0 時から翌朝 7 時まで延長すること。

10 生活保護制度・生活困窮者自立支援制度について(共 通)

生活保護に係る財源負担については、生活保護が憲法に基づき、国が保障するナショナルミニマムに関わる事項であることから、全額国庫負担とするよう国に働きかけること。

なお、それまでの間、急増する受給世帯による市の負担増に対し、十分な財政措置を講じるよう国に働きかけること。

また、生活困窮者自立支援制度の円滑な実施のため、十分な財政措置を講じるよう国に働きかけること。

11 高齢者福祉の充実強化について（共 通）

介護保険制度の円滑な運営等、高齢者福祉の充実強化を図るため、次の事項について国への働きかけも含め積極的かつ適切な措置を講じること。

(1) 安定的な制度運営について

介護保険財政の持続的かつ安定的な運営を図るため、将来にわたって市の財政負担及び被保険者の保険料が過重負担とならないよう、国・県の介護給付費に係る負担割合を引き上げること。

また、県は、介護給付費等費用適正化事業の支援において、単年度のアドバイザー派遣等を行うだけでなく、長期的な視点に立って支援を必要とする市に対し継続的な支援を行うこと。

(2) 介護サービス利用者負担対策事業について

低所得者の介護サービス利用料助成については、市の超過負担が生じているため、県介護保険サービス利用者負担対策費補助金交付要綱に基づき必要な予算額(所要額の4分の3)を確保し、補助すること。

(3) 介護従事者の確保・育成・定着について

介護従事者が不足している状況を踏まえ、地域に隔たりなく介護従事者の確保・育成・定着が図られるよう、引き続き、処遇及び労働環境の改善を行うとともに、財政措置を拡充すること。

(4) 認知症高齢者グループホーム（地域密着型サービス）の住所地特例制度適用外に伴う給付負担増について

認知症高齢者グループホーム（地域密着型サービス）の住所地特例制度適用外から生じる施設所在市の給付費負担について、調整交付金の算定方法を、施設所在自治体の負担に見合う算定に改めること。

また、算定については、施設の所在により有利な算定になることが明確な方式とすること。

なお、地域密着型サービス施設の住所地特例制度不適用に起因する負担については、介護保険だけでなく、国民健康保険、後期高齢者医療保険制度においても、同様の問題が生じるため、併せて是正を行うこと。

12 国民健康保険制度について(共通)

国民健康保険制度の健全な運営を図るため、次の事項について国への働きかけを含め積極的かつ適切な措置を講じること。

(1) 医療保険制度改革について

医療保険制度改革に関し、次の事項について適切な措置を講じること。

- ① 将来にわたり安定的で持続可能な制度とするため、すべての国民を対象とする医療保険制度の一本化に向け、抜本的改革を実施すること。

また、今後の見直しに当たっては、市や被保険者の負担増とならないよう、国の責任において万全の対策を講じること。

- ② 被保険者の保険料負担が急激に増えることのないよう、引き続き、確実な調整措置(激変緩和)を行うこと。また、令和12年度保険料水準の統一化に向け、県主導により課題の解決を図るなど着実に推進すること。

(2) 国民健康保険制度について

健全な運営を図るため、次の事項について適切な措置を講じること。

- ① 定率国庫負担割合の引き上げなど国保財政基盤の拡充・強化を図り、国の責任と負担において確実な財政措置を講じること。
- ② 低所得者に対する負担軽減策を拡充・強化するとともに、低所得者を多く抱える市への支援を強化すること。
- ③ 子どもに係る均等割保険料を軽減する支援制度の施行にあたっては、子育て世帯の負担軽減を図るため、必要な財源を確保したうえで、対象年齢や軽減割合を拡大する等、制度を拡充すること。
- ④ 検討課題とされている「生活保護受給者の国保等加入」について、生活保護が憲法に基づき、国が保障するナショナルミニマムに関わる事項であることから、引き続き、全額国庫負担とすること。

(3) 保険者努力支援制度について

保険者努力支援制度に係る事業について、市が円滑に業務を行えるよう支援総額を拡充すること。

(4) 特定健康診査・特定保健指導について

特定健康診査・特定保健指導において効果的な保健指導及びレセプト点検等、医療費の適正化推進のため、国保専任の保健師やレセプト点検員の配置に国及び県の財政措置を講じること。

また、県は、市が実施する各種保健事業に対する取組へ積極的な支援や助言及び財政措置を拡充すること。

(5) 精神疾患への財政措置について

精神疾患の国保財政の負担増に対する国の財政措置(特別調整交付金)について、交付要件を緩和すること。

また、交付対象となる精神医療費の在り方及びデーター把握が容易にできるよう事務の効率化を検討すること。

(6) 国保総合システムの次期更改について

国の意向等を踏まえ実施する国保総合システムの次期更改に係る費用については、保険者や被保険者に負担が生じないよう、国の責任において必要な財政措置を講じること。

(7) 介護なしサ高住に入居され住所地特例の届出のある被保険者について

介護なしサ高住に入居され住所地特例の届出のある被保険者について、居住地で特定健診及び特定保健指導が受診可能となるよう、制度の見直しを行うこと。

(8) 外国住民の徴収対策について

国民健康保険に加入する一時滞在の外国人住民について、負担の公平性の観点から出入国や在留に関する手続きの機会などを活用し、請求・徴収ができる体制を整備するなど、実効ある保険料徴収対策を講じること。

また、外国人の転入増加による医療費負担増が懸念される市にあっては、その実情を踏まえ交付金等適正な支援を行うこと。

13 障がい者福祉施策の充実について（共通及び富士・東部4市）

障がい者施策の充実強化を図るため、次の事項について国への働きかけも含め積極的かつ適切な措置を講じること。

(1) 重度心身障がい者医療費の公費負担制度の確立について

重度心身障がい者家庭の自立支援のため、国において「現物支給」（窓口無料化）による公的負担制度を確立すること。

また、地方単独事業実施に対する療養給付費負担金及び普通調整交付金の減額措置を全面的に廃止すること。

(2) 地域生活支援事業への財政措置について

本事業の国庫補助金(統合補助金)の配分方法は、平成21年度から人口割を廃止し、事業実績を重視するよう見直しがされたが、引き続き、市町村に超過負担が生じているため、事業の所要額に基づく財政措置を講じること。

また、国の補助対象となっている障害者総合支援事業費を県の補助対象とすること。

(3) 県福祉タクシーシステム事業の充実について

移動支援事業等で十分に補うことが出来ない状況の中、障がい者の行動範囲の拡大と社会参加を促すため、対象者については、自動車税及び軽自動車税の減免対象者と同様に見直すこと。

また、補助基準額を現行のタクシー料金に即した額に見直すとともに交付枚数を拡充すること。

(4) (仮称)手話言語法の制定について

手話が音声言語と対等な言語であることを国民に広め、聞こえない子供が手話を身につけ、手話を学べ、自由に手話が使え、更に手話を言語として普及、研究することができる環境整備を行うため早期に(仮称)手話言語法を制定すること。

(5) 富士北麓・東部地域における重症心身障がい児の通所施設の整備について
(富士吉田市、都留市、大月市、上野原市)

富士北麓・東部地域の重症心身障がい児への支援を充実・強化するため、次の事項について、適切な措置を講じること。

- ① 心身障がいを持つ乳幼児、発達障がい児の通所施設を整備すること。
- ② あけぼの医療福祉センターサテライト（富士東部小児リハビリテーション診療所）における診察を全平日に拡大するとともに、民間事業所の参入に対して支援を行うこと。
- ③ 特別支援学校(盲学校、聾学校以外)の幼稚園部を設置すること。

(6) 福祉サービス事業所の確保について

(富士吉田市、都留市、大月市、上野原市)

富士・東部地域の市では、福祉サービス給付決定をしても受入事業所が不足している状況であるため、福祉サービス事業所が開設されるよう必要な措置を講じること。

14 生活環境の整備等について(共 通)

地域社会における快適で安全な生活環境づくりを推進するため、次の事項について国への働きかけも含め積極的かつ適切な措置を講じること。

(1) 火葬場整備への財政措置について

地域社会に必要な生活環境施設である火葬場の整備に対する財政措置については、地方交付税措置によらず他の生活環境施設(上水道、下水道及び廃棄物処理施設等)と同様に国庫補助金により措置するよう国に働きかけること。

(2) 水道事業について

安全、安心な水道水の提供及び公営企業財政の健全化を図るため、次の事項について国に働きかけること。

- ① 国庫補助金の採択基準の一つである資本単価（90 円／m³）を緩和すること。
- ② 管路更新を進めるに当たり、適切な管路機能評価を行う上で重要な指標となる耐用年数（40 年）を見直すこと。
- ③ 簡易水道施設の整備促進のため、補助率の要件緩和及び引き上げを行うこと。

(3) 太陽光発電設備の適正な導入について

太陽光発電設備の適正な導入を図るため、複数分割案件に対し、適正な審査のうえ認定を行うよう国へ働きかけること。

また、複数分割案件の情報提供等、国、県と連携体制を強化すること。

(4) 地域における飼い主のいない猫の TNR 活動について

地域における飼い主のいない猫に避妊・去勢手術を施し、元の場所へ戻す TNR 活動に取り組むボランティア団体の活動は、多くの飼い主のいない猫の繁殖を抑制するなど、県動物愛護管理推進計画の収容数の減等に貢献をしていることから、県は、県と市町村との役割分担を明確にしたうえで、自治会、ボランティアとも連携した TNR 活動の実施体制を確立すること。

15 予防接種について(共 通)

予防接種を円滑に実施するため、次の事項について国へ働きかけること。

(1) 子宮頸がん予防ワクチン接種に関する健康被害について

子宮頸がんワクチンについて、ワクチンによる健康被害の原因究明と今後の接種に関する方向性を早期に明示すること。

(2) 定期接種の財政措置について

定期接種への財政措置は、地方交付税によらず全額国庫負担とすること。

(3) おたふくかぜの定期接種化について

おたふくかぜのワクチンについては、定期接種化すること。

なお、定期接種化に当たっては、国が責任をもってワクチンの有効性と接種による副作用を検証するとともに、ワクチン不足や地域間でのワクチン供給量に格差が生じないよう安全・安定供給対策を講じたうえで導入すること。

(4) インフルエンザ予防接種について

集団生活の多い高校生以下についても高齢者同様に定期接種化すること。

(5) 予防接種制度の見直しについて

定期接種を既に終えた子どもが、小児がん等の医療行為により免疫を失った場合についても、長期療養等と同様の考え方で接種機会が与えられるよう、予防接種制度を改正すること。

16 容器包装リサイクル及び家電リサイクルについて(共通)

容器包装リサイクル制度及び家電リサイクル制度に関して、次の事項について国への働きかけを含め積極的かつ適切な措置を講じること。

(1) 容器包装リサイクル制度について

収集運搬費、中間処理費及び市民に対する周知啓発費など自治体に大きな負担のかかる現行制度を見直し、事業者責任の強化・明確化を図り、自治体の負担を軽減すること。

また、容器包装を製造する事業者に対し、分別・リサイクルが容易な製品の開発及び普及促進や、分別排出に係る市民(消費者)のインセンティブの導入を義務付けるなど、市民がより排出しやすいシステムを構築すること。

(2)家電リサイクル制度について

次の事項について適切な措置を講じること。

- ① 再商品化費用については前払い制とするとともに、対象品目を拡大すること。
- ② 不法投棄された廃家電製品の収集運搬・リサイクル費用については、拡大生産者責任の原則に基づき、事業者が担う仕組みとすること。
- ③ 義務外品の処理については、一般廃棄物扱いであるため市町村の責任とされているが、効果的に進めるためには関係者が連携・協力して取り組む必要があることを踏まえ、制度の前進・拡充に資する新たな方法を検討すること。

17 廃棄物処理対策について(共 通)

円滑な廃棄物処理を図るため、次の事項について国への働きかけを含め積極的かつ適切な措置を講じること。

(1)廃棄物処理施設について

廃棄物処理施設の広域化等による既存施設の解体撤去工事費について、跡地を利用して廃棄物処理施設を整備する場合のみでなく、跡地利用が未定の場合及び廃棄物処理施設以外に利用される場合も循環型社会形成推進交付金の交付対象とすること。

(2)不法投棄対策について

廃品回収業者による詐欺行為や不法投棄等の対策として、車輛の登録制、車輛への許可番号表示の義務付け、罰則の強化など法的措置を講じるとともに、警察による指導強化を図ること。

18 山岳振興及び環境保全について(共 通)

世界文化遺産の富士山をはじめユネスコエコパークの南アルプス及び甲武信等、国内有数の山岳を有する本県の山岳振興及び環境保全を図るため、次の事項について、国への働きかけを含め積極的かつ適切な措置を講じること。

- (1) 富士山、南アルプス、甲武信の3 地域の一体的なPR活動(パンフレット作成及びインターネットによる動画配信等)を行うこと。

ユネスコエコパークの本来の活動でもあるSDGSの行動目標の啓発やリマ行動計画等国際的な視野に立つ取り組みについて県民に周知すること。

- (2) 文部科学省日本ユネスコ国内委員会が所掌する「ユネスコ MAB」のロゴマークについては、登録地の自治体が自由に使用できるようにすること。

- (3) 櫛形山の生物多様性を保全するため、山梨県自然環境保全地区の指定に向けた条例整備を行うこと。

- (4) 御岳昇仙峡の松くい虫被害対策を効率的かつ効果的に行うため、県や周辺市町村及び関係機関が連携した一体的な被害対策を実施すること。

19 有害鳥獣の駆除・防除対策について(共 通)

有害鳥獣の駆除・防除対策の充実強化を図るため、次の事項について国への働きかけも含め積極的かつ適切な措置を講じること。

- (1) 特定鳥獣適正管理事業について、鹿、イノシシ及びニホンザルの捕獲・駆除頭数を拡大し、ハクビシン及びカラスを対象とするとともに、財政措置の拡充を行うこと。

- (2) 有害鳥獣防止柵の長寿命化及び維持に対する県の財政措置を講じること。

20 森林整備の促進等について(共 通)

森林整備を促進するため、森林環境譲与税の譲与基準について、私有林の人工林面積の按分率を上げるとともに、新たに事業量及び実績等を加えるよう、国に働きかけること。

また、東京圏に接しているという本県の強みを生かし、県内の森林整備及び森林を通じた都市と山村の交流活動に対して、都市部に譲与された森林環境譲与税が活用されるよう、県は、都及び東京圏の市区町村に対して働きかけること。

21 埋蔵文化財の調査について(共 通)

埋蔵文化財の調査に関し、次の事項について国への働きかけを含め積極的かつ適切な措置を講じること。

(1) 県各種開発事業に係る埋蔵文化財調査について

開発行為は農家のみならず、個人、民間等その範囲は広く、また、開発場所も様々であることから、現行の役割分担における例外規定を見直し、県事業に伴う埋蔵文化財調査については、事業規模の大小にかかわらず、本来的に原因者であり工事主体者でもある県が調査すること。

(2) 埋蔵文化財調査への財政措置について

埋蔵文化財調査については、県文化財保存事業費補助金を令和4年度以降も継続するとともに、市の超過負担解消のため、県文化財保存事業費補助金交付要綱に基づき必要な予算額(所要額の4分の1)を確保し、補助すること。

22 社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金について(共 通)

計画的な事業執行に支障を来たすことのないよう、十分な予算を確保し、適切に配分するとともに、両交付金制度の運用に当たっては、小規模路線を対象とするなど対象事業の拡大、採択基準の要件緩和など市が活用しやすい仕組みにするよう国に働きかけること。

23 高速道路及び地域高規格道路等の整備促進について (共 通)

広域物流や地域間の交流・連携に大きな役割を果たし、地域の活性化や災害時の緊急輸送路・避難道路及び広域的な医療サービスの提供等極めて重要な社会経済基盤である高速道路及び地域高規格道路等の整備を促進するため、次の事項について国等へ働きかけること。

(1) 中部横断自動車道(長坂～八千穂)の整備促進について

中部横断自動車道の基本計画区間(長坂から八千穂)の整備計画区間への早期格上げ及び関係自治体の取り組みへ支援すること。

(2) 中央自動車道の整備について

上り線の小仏トンネル付近及び下り線の相模湖付近の渋滞解消を図るため、対策事業を早期に完成すること。

(3) スマートインターの整備について

中央自動車道の(仮称)甲府中央 SIC を早期に完成すること。

(4) 新山梨環状道路の整備促進等について

新山梨環状道路の整備促進のため、次の事項について、適切な措置を講じること。

(北部区間)

- ① 直轄事業による全線の早期事業着手

また、建築後間もない住宅が計画路線内に多く点在することから事業への理解と協力が得られるよう、計画路線内の住民へ早期に説明を行うこと。

② 甲斐市内インター整備計画予定地周辺の土地利用を規制するための準都市計画区域の指定

③ 県都市計画マスタープランの見直しに併せ、ＪＲ塩崎駅周辺を「都市機能補完地区」に格上げするとともに、併せて駅周辺を中心としたエリアに都市機能を集約した居住誘導地区を設けること。

④ 和戸ＩＣアクセス道路の早期事業完成

⑤ 緑が丘アクセス道路の早期事業完成

(東部区間)

⑥ 西下条ＩＣ～広瀬ＩＣ間の早期事業完成

(南部区間)

⑦ 田富東ランプ及び環状線側道の渋滞解消

24 国道・地方道の整備促進について(共通及び個別)

本県は、道路整備が依然として立ち後れており、その整備を望む住民の声は非常に強く、真の生活の豊かさやゆとりを実現し、活力と個性にあふれた地域づくりを進めるため、道路整備は重要かつ喫緊の課題となっている。

また、東海地震や富士山噴火などに対応する広域避難道路の整備も急務である。

については、一般国道及び地方道の整備を着実に推進するため、次の事項について国への働きかけを含め積極的かつ適切な措置を講じること。

共通事項

(1) 道路財源の確保及び安全対策について

真に必要としている道路整備を遅らせることがないように、従来の臨時地方道整備事業債相当の財政措置を講じるなど、道路整備等(維持・修繕費、トンネル及び橋梁の点検、長寿命化等の安全対策を含む)のための財源を確保すること。

また、安全対策として、引き続き、歩道設置を進めるとともに、狹隘箇所や落石危険箇所の解消を図ること。

特に、通学路の安全対策について、緊急点検の結果を踏まえ、早期に路肩のグリーンベルト設置、横断歩道等路面標識の再塗装による強調、防護柵の設置等安全対策を講じること。

個別項目

(2) 県道等の整備促進について

災害時の避難対策、渋滞対策、物流の効率化、安全確保及び利便性の向上等に対応し、地域の生活交通の円滑化を促進するため、次の路線の整備促進を図ること。

(甲府市、甲斐市)

① 県道甲府昇仙峡線の整備について

- ・ 桜橋の架け替えも含めた拡幅整備促進

(富士吉田市、都留市、大月市)

② 広域避難路の整備について

- ・ 国道 139 号の整備促進
- ・ 中央道側道の県道昇格による整備促進
- ・ 県道富士吉田西桂線から加畑夏狩線を通り県道高畑谷村停車場線「宝バイパス」・大幡初狩線へ繋ぐ新たな道路の整備促進
- ・ 国道 139 号都留バイパスから国道 20 号大月バイパス(大月インターチェンジ)へ繋ぐ新たな道路の整備促進
- ・ 県道都留道志線の新設トンネルを含む道路の整備促進

(富士吉田市)

③ 富士吉田西桂スマートインターへのアクセス道路の整備促進について

- ・ 県道富士吉田西桂線上暮地バイパス全線の早期完成
- ・ 県道富士吉田西桂線上暮地バイパスの富士見通り線方面への延伸

④ 国道 138 号の 4 車線化の整備について

- ・ 4 車線化の早期完成

⑤ 都市計画道路赤坂小明見線の整備について

- ・ 県道昇格による整備促進

⑥ 市道新倉南線から市道中央通り線中曽根交差点間の県道昇格及び県道山中湖忍野富士吉田線の整備について

- ・ 市道新倉南線から市道中央通り線中曽根交差点間の県道昇格による整備促進
- ・ 県道山中湖忍野富士吉田線のお茶屋町東交差点から砂原橋東交差点区間の整備促進

⑦ 富士雪解沢雨水排水対策について

- ・ 富士雪解沢雨水排水対策協議会への支援

(都留市)

⑧ 県道高畑・谷村停車場線及び大幡・初狩線の整備について

- ・ 県道高畑・谷村停車場線と県道大幡・初狩線の三叉路を含む狭隘区間の整備促進
- ・ 県道大幡・初狩線の中央都留カントリー倶楽部から県道高畑・谷村停車場線交差点までの区間の整備促進

(大月市)

⑨ 大月バイパス及び国道 20 号の整備について

- ・ 国道 20 号大月インターより西側の改修、一部バイパス化による整備及び新笹子トンネルの早期整備促進
- ・ 国道 20 号桂台入口交差点の交差点改良

(韮崎市)

⑩ 県道甘利山公園線の整備について

- ・ 早期完成

⑪ 県道北原下条南割線の整備について

- ・ 早期完成

⑫ 国道 141 号の整備について

- ・ 柳原神社からの整備促進

⑬ 県道茅野韮崎線の整備について

- ・ 早期完成

⑭ 県道韮崎昇仙峡線の整備について

- ・ 韮崎東ヶ丘病院からの整備促進

(南アルプス市)

⑮ 広域連携強化の交通ネットワークについて

- ・ 釜無川（富士川）、御勅使川等に囲まれ、甲府都市圏域と分断されているため、地域経済活動や災害時の緊急輸送路の確保の観点から、新たな広域的なネットワークの構築について早期に検討

(甲斐市)

⑯ 都市計画道路田富敷島線の整備について

- ・ 富竹工区及び仲新居工区の整備促進

(笛吹市)

⑰ 県道笛吹市川三郷線の整備について

- ・ 鳥坂峠に新たなトンネルの整備促進
- ・ 笛吹市芦川町鶯宿地区から甲府市古関町地区の危険箇所の整備促進

⑱ 県道白井甲州線の整備について

- ・ 自転車が行き可能な歩道の整備促進

(北杜市)

⑲ 県道横手日野春停車場線の整備について

- ・ 三吹地区(牧原交差点以東西)の拡幅整備促進

⑳ 県道韮崎増富線の整備について

- ・ 明野町上手地内のバイパス案を含めた整備促進

②① 県道長坂高根線の改良について

- ・ 長坂町長坂上条地内、清光寺坂上交差点の改良整備促進

②② 県道駒ヶ岳公園の整備について

- ・ 白州町白須地内の国道 20 号との交差点の狭隘箇所の整備促進

(上野原市)

②③ 談合坂スマートインターへのアクセス道路等の整備について

- ・ スマートインターから国道 20 号線に至る県道狭隘部分の整備促進

②④ 県道四日市場上野原線の整備について

- ・ 鶴島地内をはじめ本路線の狭隘箇所の解消
- ・ 桂川橋の架け替えによる拡幅整備

②⑤ 県道新田松留線の整備について

- ・ 島田駐在所前交差点から東側に延伸し、国道 20 号から神奈川県側へ迂回するためのバイパス道路の整備

(山梨市・甲州市)

②⑥ 国道 411 号と国道 140 号の連絡道路整備について

- ・ 早期事業化

②⑦ 山梨市駅東山梨線東山梨駅から西広門田・勝沼経由国道 20 号に至る道路整備について

- ・ 事業計画どおり進捗するための支援

(山梨市)

②⑧ 県道山梨市停車場線の整備について

- ・ 第 2 期工事の早期事業化

(甲州市)

②⑨ 県道塩山勝沼線の整備について

- ・ 整備促進

③① 県道平沢千野線の整備について

- ・ 福生里地区から平沢地区までの改良整備促進及び 2 渓流の横断部の通水断面確保の早期事業化

(中央市)

③② 新設道路(浅利バイパス)の早期計画について

- ・ 作興橋から国道 140 号までの新設道路について整備計画の検討

③③ 県道韭崎南アルプス中央線の整備について

- ・ 浅原橋から東花輪駅の区間の歩道設置を含む拡幅改良整備促進
- ・ 豊積橋を架け替え(架け替えが困難な場合は、歩道拡幅及びクランク解消等改良整備促進)

③④ 都市計画道路昭和玉穂中央通り線の整備について

- ・ 県道昇格による整備促進

25 公共土木施設及び公共建築物の老朽化対策について(共 通)

橋梁及び公園の長寿命化の促進、公共建築物の集約化及び老朽化対策が円滑に実施できるよう国への働き掛けも含め積極的かつ適切な措置を講じること。

(1) 橋梁の長寿命化について

次の事項について、適切な措置を講じること。

① 「長寿命化修繕計画」に基づく事業に対して十分な財政措置を講じること。

また、維持補修及び架け替え整備への起債の対象拡大を含めた財政措置の拡充を行うこと。

② 応急措置に対する費用について財政措置を講じること。

- ③ 市に移管されている鉄道（JR）や高速道路を跨ぐ重要度の高い橋の修繕については、国策として建設された鉄道や道路の機能復旧であることに鑑み、全額国費負担の対象とするか、又は事業者も費用負担するなどして早期かつ優先的に実施すること。

(2) 公園の長寿命化について

公園長寿命化修繕計画に基づく維持修繕に対する社会資本整備総合交付金を拡充するとともに、応急措置への財政支援及び公園施設長寿命化対策支援事業が活用できるよう、対象施設の拡大、総事業費及び面積要件の引下げ等要件緩和を行うこと。

(3) 公共施設等の適正管理の推進について

公共施設等の集約化・複合化、長寿命化等の財政措置を拡充するとともに、公共施設等適正管理推進事業債の期限を延長すること。

26 河川改修等整備の促進及び環境保全について(共通及び個別)

災害を未然防止し、住民の生命・財産と生活基盤を守るための河川の整備及び河川環境の保全、快適な水辺空間の創出、有害鳥獣対策を促進するため、次の事項について必要な措置を講じること。

【河川整備等】

(甲府市)

- (1) 濁川、高倉川、間門川及び五割川の改修等の整備促進

(富士吉田市)

- (2) 溪流の景観保全を目的とした鐘山の滝周辺の浚渫及び護岸の整備促進

- (3) 小佐野川の整備促進

(都留市)

(4) バックウォーター現象の解消のため、災害対策の実施

(北杜市)

(5)大武川(駒城橋下流堤防)の整備

(甲州市)

(6) 重川の雨敬橋から未整備期間の整備促進及び河川重要水防区間(各箇所)
堤防高不足等の危険度、改修・補修の詳細調査の実施

【環境保全】

(共通)

(7) 良好な河川環境を保全し安全性を確保するとともに、有害鳥獣対策を推進するため、河川管理者である県は、早期に立木等を伐採するとともに、河川清掃(河川の草刈)及び河床整正の予算を確保し事業を推進すること。

(甲府市)

(8) 市内県管理河川の土砂の堆積状況を注視し、河積を狭める堆積土砂の除去及び除草清掃

(富士吉田市)

(9) 小佐野川の維持管理

(中央市)

(10) 常永川及び神明川の浚渫

27 下水道の整備促進について（共通）

基幹的な生活環境施設として極めて重要な下水道の計画的な普及拡大及び老朽化、耐震化に伴う改修・更新等の促進を図るため、次の事項について、国への働きかけも含め適切な措置を講じること。

- (1) 各種補助制度の創出、採択基準の緩和など市が活用しやすい仕組みの構築、社会資本整備総合交付金及び地方創生污水处理交付金の交付率の引き上げ並びに処理場やポンプ場施設の浸水対策事業に係る外水対策を対象とするなど対象範囲の拡大を図るとともに、必要な予算額を確保すること。
また、污水处理施設整備構想に基づき整備が円滑に実施できるよう予算額を確保するとともに財政措置を拡充すること。
- (2) 県公共下水道普及促進費補助金について、整備促進のため補助要件を従前の要件に見直すとともに、必要な予算額を確保すること。
- (3) 末端管渠の整備について、社会資本整備総合交付金の対象とすること。
- (4) スtockマネジメント計画に基づく点検調査を持続的に実施できるよう、財政措置を拡充すること。
- (5) 污水处理の広域化・共同化について、引き続き、県が主導し市の意見を聞きながら、予定どおり広域化・共同化計画を策定し、推進すること。

28 住宅新築資金等貸付原資償還額の見直しについて（甲府市、甲斐市）

住宅新築資金等貸付金の償還率の向上については、関係団体への協力要請、滞納者への督促等を行うなど様々な努力をしているが、依然として極めて厳しい状況である。

こうした中で、毎年度償還金の回収額が県への償還額に満たない状況であり、一般財源を投じて県償還金に充てていることから財政的にも苦慮している。

については、事業の経緯及び現状を勘案し、償還金の減額及び市中金融機関並みの金利への見直しを含めた利子の免除又は軽減等、市財政の負担軽減について適切な支援を講じること。

29 義務教育施策の充実強化について(共 通)

義務教育施策の充実強化を図るため、次の事項について国への働きかけを含め積極的かつ適切な措置を講じること。

(1) 教職員配置の充実等について

次の事項について、適切な措置を講じること。

- ① 少人数教育については、引き続きその推進を図るとともに、教職員の増員加配を行うなど一層の見直しをすること。

また、学級数や生徒児童数に関わらず児童・生徒の実態に応じた小規模校への教員の加配をするなど、教職員配置の充実改善を図ること。

- ② 小規模中学校への技術・家庭・美術・音楽等の教諭の配置について、センター方式の導入等具体的な改善を図ること。

なお、複数校を併任して勤務を行う場合には、県教育事務所と連携する中で移動時間についても配慮すること。

(2) 特別支援教育の充実強化について

特別支援教育の充実強化を図るため、インクルーシブ教育システムの構築を推進すること。また、多様化複雑化するニーズにきめ細かに対応するため、国・県の基準による1学級あたり7人という基準を引き下げるなど、特別支援学級に在籍する児童生徒の実態に応じた教員の加配をすること。

(3) 学校配置スクールカウンセラーについて

心理や福祉に関する専門スタッフ等と連携し、チームとして学習指導や生徒指導に取り組む必要があることから、勤務時間数を増加すること。

また、スクールカウンセラーを学校職員として位置づけ、配置体制の拡大及び雇用の安定を図るとともに、市単独配置に対して財政措置を講じること。

(4) 不登校児童・生徒適応指導教室について

市が設置する適応指導教室に県費負担正規職員を適正配置するとともに、適応指導教室の運営に対して財政措置を講じること。

更に、県が主体となり市と連携した不登校支援を行うとともに、地域の状況を見据えた共同設置への助言等支援すること。

(5) 外国籍児童・生徒の教育について

外国人児童生徒に指導ができる職員(通訳を含む)を県費負担の非常勤職員として追加配置すること。

また、市単独配置職員に対して国・県の財政措置を講じること。

(6) 外国語教育の充実について

外国語教育の一層の充実を図るため、小学校への英語の専科教員を増員配置すること。

また、外国語教育の充実には、外国語指導助手（ALT）による生のコミュニケーション（発音、ニュアンス、ジェスチャー等）に低学年から触れることが重要であるため、ATL 配置に対する国・県の財政措置の拡充をすること。

(7) 栄養教諭及び栄養職員の配置について

県費栄養教諭及び栄養職員について、より充実した学校給食推進のため、国の配置基準を見直すよう働きかけるとともに、県独自の配置基準による増員配置について検討すること。

(8) 養護教諭の複数配置について

保健室の業務に加え、不登校児童生徒、発達障害等の児童生徒への対応等業務が増加している現状を踏まえ、現行制度の人数制限の引き下げと学校の実態に合った県費養護教諭の複数配置を行うこと。

(9) 自立支援指導員及びスクールソーシャルワーカーの配置等について

問題行動等を繰り返す児童生徒への早期適切な対応を行うため、スクールソーシャルワーカーの地域の実情に応じた増員及び配置時間の増加を行うとともに、市単独配置スクールソーシャルワーカーへの国・県の財政措置を講じること。

また、スクールソーシャルワーカーを学校職員に位置付け、標準法により定数配置すること。

(10) 事務職員の複数配置について

スムーズな学校運営のため、大規模校への事務職員の複数配置を継続し、更なる加配の拡大をすること。

(11) 図書館司書の配置について

学校司書を継続かつ安定して職務に従事させるためには、非常勤嘱託職員としての配置では限界があることから、学校保健室に配置されている養護教諭等と同様に、学校司書を国又は県において配置するとともに、財政措置については、交付税措置によらず国庫補助等確実な措置を講じること。

(12) コミュニティスクールの加配について

学校運営協議会の設置校に、県費教員又はコーディネーターの加配をするとともに、コミュニティスクールを推進するため、県の財政措置を講じること。

(13) 学力向上支援スタッフ及びスクールサポートスタッフについて

必要な学力向上支援スタッフ及びスクールサポートスタッフが配置できるよう、県の財政措置を拡充すること。

30 公立学校施設等の整備について（共 通）

公立学校施設及び社会教育施設等の整備を推進するため、次の事項について国への働きかけを含め適切な措置を講じること。

(1) 公立学校施設の整備について

公立小中学校施設の整備費については、老朽化対策、エアコン設置、トイレ洋式化改修、プール、体育館及び理科室、音楽室等特別教室への冷暖房設置等施設改修の事業を計画的に実施できるよう、国の当初予算において必要額を確保すること。

また、学校施設環境改善交付金の補助基準単価が、実施単価とは乖離していることから、補助基準単価や補助率の嵩上げを行うとともに、改修・改築を効率的・効果的に行うため下限額の設定や限定項目を緩和するなど公立学校諸施設の整備について、適切な財政措置を講じること。併せて、国において、学校の適正配置による廃校施設の解体経費等への財政措置を講じること。

これらについては、児童が安心・安全に学べる教育環境を推進できるよう、県においても財政措置を講じること。

更に、少人数学級の推進に伴う教室の増築等施設改修に要する経費については、県において財政措置を講じること。

(2) 社会教育施設及びスポーツ施設への財政措置について

社会教育施設(公民館、市民会館、図書館等)の老朽化に伴う改修整備に対して、確実な財政措置を講じること。

また、運動施設の水銀灯のLED化、スポーツ施設の老朽化に伴う建替え整備へ財政措置を講じること。

31 GIGA スクール構想について

GIGA スクール構想の推進のため、次の事項について国への働きかけを含め適切な措置を講じること。

(1) ICT 環境の維持について

児童生徒1人1台端末及びネットワーク環境の整備後に当たっても、端末、関連機器及び校内ネットワーク環境の維持更新、各種ソフトウェア購入費用について、国庫補助金による継続的かつ十分な財政措置を講じること。

また、児童生徒が通信環境に左右されず家庭でのオンライン学習に取り組めるよう回線使用料等の通信費についても財政措置を講じること。

(2) GIGA スクールサポーターの配置について

GIGA スクール構想の着実な推進のため、GIGA スクールサポーターが確実に配置されるよう、人材の紹介事業の充実や人材バンクの創設等を行うこと。

32 就学援助制度について(共 通)

国の要保護児童生徒援助費及び特別支援教育就学奨励費補助金は、補助対象経費の2分の1となっているが、満額交付されない状況であるため、補助対象経費の2分の1を満額交付すること。

また、準要保護者に係る就学援助の財政措置については、交付税措置によらず国庫補助等確実な財政措置を講じること。

県施策及び予算に関する提言・要望について

市政の推進につきましては、平素から格別のご支援、ご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

現在、新型コロナウイルス感染症の収束の見通しが立たない中で、市民生活及び地域経済に影響が生じており、各市では、こうした状況を打開するためのワクチン接種に、地域の実情に応じて可能な限り迅速に、間断なく全力で取り組んでいるところであります。

また、感染拡大防止と地域経済の回復に向け様々な対策を講じているところであります。

県におかれましては、県民の生命と健康を護るため、感染拡大防止のための様々な対策を講じるとともに、経済対策等各般の施策を積極的に実施されており、厚く御礼申し上げます。

引き続き、13市としても、県と心をつなげて、この難局を克服すべく全力を傾注して参る所存であります。

一方、地方創生については、リニア中央新幹線や中部横断自動車道など、山梨の発展につながる新たな交通ネットワークも見据えつつ、少子化対策、移住・定住の促進、地域活性化等、創意工夫を活かした施策を果敢に展開しているところであります。

また、県内 13 市は、防災・減災対策をはじめ地域医療・福祉の充実、社会資本整備、教育施策・環境の充実など広範多岐にわたる課題に対処するため、行財政改革による経費の削減を重ねる中で、市民の負託に応えるべく懸命に取り組んでおりますが、新型コロナウイルス感染症の影響により地方税財政を取り巻く環境は厳しくなっており、もとより、社会保障サービスなど住民福祉向上のための財政需要が年々増加する中で、より深刻な財政運営を強いられております。

こうした中、本会におきましては、各市の主要施策の着実な推進を図り、諸課題を解決するため、ご支援、ご協力願いたい事項を取りまとめました。

県におかれましては、各市の実情を十分ご理解いただき、新型コロナウイルスの感染状況を踏まえた迅速かつ的確な対策を講じるとともに、令和 4 年度の予算編成にあたりまして、本提言・要望事項の実現が図られるよう特段のご配慮をお願い申し上げます。

令和 3 年 8 月 24 日

山梨県知事 長崎 幸太郎 殿

山梨県市長会
会長 内藤 久夫

県施策及び予算に関する提言・要望事項一覧表

(重点提言・要望事項)

番号	事 項	区分
1	新型コロナウイルス感染症対策について(共通)	一部新規
2	防災・災害対策等の充実強化について(共通)	継続
3	地方創生の推進について(共通)	一部新規

(提言・要望事項)

番号	事 項	区分
4	総合型スポーツクラブへの財政支援について(共通)	新規
5	消費者行政の推進について(共通)	継続
6	公共交通の充実・強化について (共通)	〃
7	リニア中央新幹線の早期開業等について (共通及び南アルプス市、中央市)	〃
8	地方行財政の充実強化について(共通)	〃
9	地域医療の充実について(共通)	〃
10	生活保護制度・生活困窮者自立支援制度について (共通)	一部新規
11	高齢者福祉の充実強化について(共通)	〃
12	国民健康保険制度について (共通)	〃
13	障がい者福祉施策の充実について(共通及び富士・東部4市)	継続
14	生活環境の整備等について(共通)	一部新規
15	予防接種について(共通)	継続
16	容器包装リサイクル及び家電リサイクルについて (共通)	一部新規
17	廃棄物処理対策について(共通)	継続
18	山岳の振興及び環境保全について(共通)	一部新規

番号	事 項	区分
19	有害鳥獣の駆除・防除対策について(共通)	継続
20	森林整備の促進等について(共通)	一部新規
21	埋蔵文化財の調査について(共通)	継続
22	社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金について(共通)	〃
23	高速道路及び地域高規格道路等の整備促進について(共通)	〃
24	国道・地方道の整備促進について(共通及び個別)	一部新規
25	公共土木施設及び公共建築物の老朽化対策について(共通)	〃
26	河川改修等整備の促進及び環境保全について(共通及び個別)	一部新規
27	下水道の整備促進について(共通)	〃
28	住宅新築資金等貸付原資償還額の見直しについて(甲府市、甲斐市)	継続
29	義務教育施策の充実強化について(共通)	一部新規
30	公立学校施設等の整備について(共通)	継続
31	GIGA スクール構想について(共通)	一部新規
32	就学援助制度について(共通)	継続
	合計 32 件 (新規 1 件・一部新規 15 件・継続 16 件)	

重点提言・要望事項

1 新型コロナウイルス感染症対策について(共通)

市民の生命と生活を守るとともに、地域経済の回復を図るため、次の事項について、国への働きかけを含め特段の措置を講じること。

(1) ワクチン接種について

希望する市民に迅速にワクチン接種できるよう、各市が必要とするワクチンの量を安定的に供給するとともに、具体的な配分時期及び配分量等、接種の実施に必要な情報を各市に迅速に提供すること。

(2) 医療提供体制の確保等について

医療提供体制の確保等のため、次の事項について適切な措置を講じること。

① 新型コロナウイルス感染症病床の確保について

新型コロナウイルス感染症病床を確保するため、特殊事情により支援している協力病院に対する重点病院同様の支援を行うこと。また、受入医療機関で発生する必要な経費について、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を拡充するなど十分な財政措置を講じること。

② 公立・公的病院の経営の安定について

地域医療を守る公立・公的病院等の安定的経営を確保するため、必要な財政措置を講じること。

(3) 新型コロナウイルス感染症対策に係る財源確保について

新型コロナウイルス感染症が収束するまでの間は、自治体が感染拡大防止対策や地域経済対策に、引き続き、迅速かつ的確に対応できるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及び関係国庫補助金等自治体が必要とする財源について、引き続き財政措置すること。

(4) 観光振興等に関する支援について

観光産業及び飲食店等の回復に向け、市が行う観光振興及び消費喚起対策に対して十分な財政措置を講じること。

(5) 地域公共交通への支援について

利用者の減少により影響を受けているバス等地域交通について、安定的な経営が維持できるよう必要な支援を行うこと。

(6) 福祉保健への支援について

福祉保健への支援の充実を図るため、次の事項について適切な措置を講じること。

① 高齢者等に対するインフルエンザ予防接種について

県においては、引き続き、高齢者等に対するインフルエンザ予防接種費用への助成を行うとともに、65歳未満のインフルエンザの予防接種費用についても助成を行うこと。

また、インフルエンザの予防接種を受ける者が増加しても、インフルエンザワクチンの供給に不足が生じないように、ワクチンの増産を国に働きかけること。

② 障がい者福祉について

同居家族が陽性患者となった場合に、家族の介護力だけでは補いきれない障がい者を受け入れられる体制（障がい者施設、医療機関等）を構築すること。

また、自宅生活が必要な障がい者に対する、長期的かつ特例的なヘルパー支援等の取り組みを可能とすること。

(7) 自治体の資金繰りへの対策について

感染症の影響により税収の大幅な減収が見込まれることから、大幅な減収が生じた場合には、令和2年度に追加措置された地方消費税交付金等の税目を継続して減収補てん債の対象とすること。

2 防災・災害対策等の充実強化について(共 通)

防災・災害対策等の充実強化を図るため、次の事項について国への働きかけを含め積極的かつ適切な措置を講じること。

(1) 台風・豪雨等の気象災害対策の推進について

近年、多発する集中豪雨や大型台風等の気象災害対策を推進するため、次の事項について適切な措置を講じること。

① 土砂災害対策の推進について

土砂災害から住民の生命・財産を守り、安全で豊かな活力ある社会を実現するため、急傾斜地崩壊・土石流対策事業について、事業中箇所を早期完成及び現行制度における負担金の減額又は撤廃を行うとともに、採択基準以下の急傾斜地が多く存在することから、国の基準を「崖高 5m、人家件数 5 戸以上」及び県の基準を「崖高 5m、人家件数 2 戸以上」にそれぞれ緩和し急傾斜地崩壊対策事業を推進すること。

② 河川監視体制の強化について

住民の自主的な避難行動及び適時的確な避難情報の発令に資するよう、監視カメラ、雨量計及び水位計を早急に増設すること。

また、県管理河川について水位周知河川の指定を拡充すること。

(2) 富士山火山防災対策について

富士山火山防災対策の充実強化を図るため、次の事項について適切な措置を講じること。

① 富士山火山広域避難計画の見直し等について

早期に改定版ハザードマップに基づく富士山火山広域避難計画に見直すとともに今後の検討事項に係る検討を進めること。

② 避難行動要支援者の避難について

病院の入院患者や社会福祉施設入所者等の避難行動要支援者の避難に関して、都道府県域を越え広域で避難受入先が確保できるよう、国及び県によ

り調整し確保すること。

③ 突発的噴火に備えた山小屋の強化について

富士山科学研究所による研究等を着実に推進し、早期に富士山山小屋の特性を考慮した工法を確立すること。

また、山小屋の強化について、県の財政措置を講じること。

④ 広域避難に係る道路計画の策定及び道路整備について

富士山火山広域避難について、高速道路を含めた避難道路利用計画の策定及び降灰対策等、自家用車避難に対応した道路計画を策定し、整備を促進すること。

また、広域避難路の降灰対策として火山灰の仮置き場及び処分場を速やかに選定すること。

⑤ 砂防事業の整備促進について

国直轄による砂防事業について、必要な予算を確保し促進すること。

(3) 除雪及び凍結防止事業への財政措置について

住民生活及び地域経済に支障が生じないよう迅速な除雪及び凍結防止を図るため、幹線市町村道除雪費補助金の補助要件を見直すこと(補助基準の緩和、豪雪地帯・寒冷地帯の拡大)。

(4) 消防・救急業務体制の充実強化について

市民から寄せられる救急医療に関する相談に適切に対応するとともに、救急車の適正利用及び救急医療機関の受診の適正化を図るため、救急安心センターを整備すること。

3 地方創生の推進について(共 通)

人口減少を克服し、地方創生を推進するため、次の事項について国への働きかけも含め積極的かつ適切な措置を講じること。

【少子化対策】

(1) 子ども医療費助成制度について

地方単独事業で実施している子ども医療費助成制度(中学 3 年生まで)について、国において制度を創設すること。

また、地方単独事業実施による国民健康保険国庫負担金等の減額算定措置を全面的に廃止すること。

(2) 県乳幼児医療費助成制度の見直しについて

全市町村が入院・通院ともに未就学児まで実施している状況であり、また、全市が中学 3 年生まで対象年齢を引き上げているところである。

については、県の助成制度においても入院・通院ともに対象年齢を中学 3 年生まで引き上げること。

(3) ひとり親家庭医療費助成制度について

地方単独事業で実施しているひとり親家庭医療費助成制度について、国において制度を創設すること。

また、地方単独事業実施による国民健康保険国庫負担金等の減額算定措置を全面的に廃止すること。

(4) 子どもを産み育てやすい環境づくりについて

子どもを産み育てやすい環境づくりを推進するため、次の事項について適切な措置を講じること。

① 産婦健診公費助成について

産後うつや新生児への虐待予防等を図るための産婦健診の公費助成が、安定的に実施できるよう、引き続き、国庫補助による確実な財政措置を講じること。

② 不妊治療について

不妊治療に係る経済的負担を軽減するため、予定どおり令和4年4月から保険適用すること。

③ 保育対策について

新卒者への就職支援事業や潜在的保育士の確保に向け、引き続き PR 事業・就職支援事業等を行うこと。

また、公立保育所(園)の整備を促進するため、地方債の交付税措置を拡充すること。

【移住・定住の促進】

(5) 移住・定住の促進について

ポストコロナ時代を踏まえ、本県の魅力を活かした移住・定住の促進を図るため、次の事項について積極的な措置を講じること。

① 自治体や民間事業者が整備するサテライトオフィス等の施設に対し支援を行うなど、二拠点居住や移住者の定着を促進させる施策を継続して行うこと。

② サテライトオフィス等の利用を希望する人や事業所向けのプロモーション活動や、市町村と事業所とのマッチングを継続して行うこと。

③ 鉄道通学支援のための人口転出抑制実証事業費補助金について、申請者が年々増加するとともに、本制度により大学進学時の人口転出抑制等一定の効果を上げていることから、本事業を継続するとともに1市町村2,500千円の限度額を撤廃するなど拡充をすること。

【地域経済活性化】

(6) 産業の集積及び雇用の創出について

産業の集積及び雇用創出を促進するため、県産業集積促進助成金(製造業、情報通信業等)について、必要な予算額を確保するとともに、中小企業の設備投資を促進するため、対象要件(製造業)の投下固定資産額の下限值である3

億円を減額すること。

(7) 担い手対策について

次世代を担う農業者の育成・確保を推進するための農業次世代人材投資事業については、当初要望額に必要な予算額を確保すること。

4 総合型地域スポーツクラブへの財政支援について(共通)

地域スポーツ振興の担い手の役割を果たしている、総合型地域スポーツクラブを存続させていくため、県による総合型地域スポーツクラブへの財政措置を講じること。

また、国においても、財政支援措置を講じるよう働きかけること。

5 消費者行政の推進について(共通)

消費者行政の強化・推進を図るため、新規相談員の養成を県が主体となり、継続して行うとともに、国の消費者行政に係る交付金等の活用期間が終了すると、これまで取り組んできた専門相談員のレベルアップ等相談サービスの維持及び啓発活動等が困難になるため、交付金等を恒久的な財源措置とするなど十分な財政措置を講じるよう国に働きかけること。

6 公共交通の充実・強化について(共通)

JR 中央本線の高速化、利便性の向上及び生活交通に欠かせない地方バスの維持のため、次の事項について国及び事業主体への働きかけを含め積極的かつ適切な措置を講じること。

(1) JR 中央本線の高速化等について

JR 中央本線の高速化、安定輸送の確保、利便性・安全性の向上及び人口減少対策のため、次の事項について、国及びJR東日本へ積極的に働きかけること。

- ① 通勤時間帯における特急列車の増便、大月駅以西へのE電の乗り入れ延長、大月駅と甲府(竜王)駅間における通勤快速電車の運行及び早朝の都心への

交通アクセス性の向上として、特急列車へ接続できる普通列車を運行すること。

- ② 人口減少対策として、東京圏への通勤・通学利用を促進するため、割引特急制度を導入すること。
- ③ 帰宅困難者対策について、県は、JR 東日本と連携する中で、一時避難所を確保するなど対策を強化すること。

(2) 地方バス路線運行維持対策の充実について

地方バスを維持するため、次の事項について国への働きかけを含め積極的かつ適切な措置を講じること。

- ① 生活路線として必要な不採算路線の維持費及び市町村自主運営バスへの財政支援を拡充すること。

また、地方バス路線維持に係る特別交付税措置を拡充すること。

- ② 県生活バス路線維持費補助金について、補助基準の要件(1 日輸送料等)を緩和するとともに、持続した運行ができるよう補助期間の限度を廃止すること。

7 リニア中央新幹線の早期開業等について

(共通及び南アルプス市、中央市)

リニア中央新幹線の早期開業及び地域活性化のため、次の事項について事業主体への働きかけを含め積極的かつ適切な措置を講じること。

(1) リニア駅周辺整備について

リニア開業効果が県全体の発展に繋がるよう、本県だけではなく他県を含めた「広域的なゲートウェイ」としての役割を果たすとともに、県が目指す「世界に先駆けて水素社会を実装するモデル都市の形成」等の実現に向けて、リニア駅周辺(約 24.5ha)については、県が主体となって整備す

ること。

(2) リニア中央新幹線の整備促進について(南アルプス市、中央市)

リニア中央新幹線の早期整備のため、次の事項について、適切な措置を講じること。

① リニア用地にかかる地権者の、住宅や事業用の代替地等の要望に対し円滑に対応できるよう、県において土地規制(農振等)の見直し・調整を主導的に行うこと。(南アルプス市)

② リニアについては、地上区間がほぼ高架橋であり、沿線地域では工事による地下水や地盤への影響が懸念されているため、十分に調査を実施し、その情報を開示すると共に、具体的な工事方法等についても丁寧な説明をするよう、県においてもＪＲ東海に対して要請すること。

(南アルプス市、中央市)

8 地方行財政の充実強化について(共 通)

安定的な地方行財政運営が図られるよう、次の事項について国への働きかけを含め積極的かつ適切な措置を講じること。

(1) 地方交付税総額の確保について

安定的な行財政運営が図れるよう、地方交付税の財源保障と財源調整の両機能を強化するとともに所要額を確保すること。

なお、所要額の確保にあたっては、臨時財政対策債の発行によらず地方交付税の法定率の引き上げにより所要額を確保すること。

(2) ゴルフ場利用税について

ゴルフ場利用税は、ゴルフ場が所在することにより生じる特別な行政需要を賄う重要な財源であることから、将来にわたって同税の現行制度を堅持すること。

9 地域医療の充実について(共 通)

今後、在宅医療の増加が見込まれる中で、県民誰もが良質かつ均質な医療を享受できる体制を確保するとともに、地域で安心して子どもを生み育てられるよう、次の事項について国への働きかけを含め積極的かつ適切な措置を講じること。

(1) 医師等確保対策について

医師(特に、産科医、麻酔科医、内科医、外科医及び非常勤に頼っている診療科)及び看護師の確保について、次の事項について適切な措置を講じること。

- ① 地域を支える医師の絶対数の確保及び地域間・診療科間の偏在を是正する即効性・実効性のある施策を早急に講じること。

また、医師の働き方改革の推進に向けて、地域の実情を把握する中で、医師の確保等積極的な支援を講じること。

- ② 総合診療専門医の育成の推進について積極的な財源措置を行うとともに、若手医師が地域医療や在宅診療に触れられるよう、二次医療機関でありながら一次医療を担う地方の病院での研修等、総合診療専門医養成のためのキャリアパスを明確にし、地域医療を担う医師の確保策を講じること。

- ③ 在宅支援訪問診療医の確保並びに在宅医療推進のための安定的な財源の確保策を講じること。

- ④ 看護師を育成・確保し、地域間の偏在を解消するため、看護専門学校運営費補助金を増額すること。

(2) 小児救急医療体制の拡充について

子どもの健康の増進及び安心して育児ができる環境の充実強化のため、次の事項について、適切な措置を講じること。

- ① 小児救急電話相談について、平日午前 7 時から 9 時の間及び午後 5 時

から 8 時の間も相談業務を行うこと。

- ② 富士・東部小児救急医療センターの診療時間を深夜 0 時から翌朝 7 時まで延長すること。

10 生活保護制度・生活困窮者自立支援制度について(共 通)

生活保護に係る財源負担については、生活保護が憲法に基づき、国が保障するナショナルミニマムに関わる事項であることから、全額国庫負担とするよう国に働きかけること。

なお、それまでの間、急増する受給世帯による市の負担増に対し、十分な財政措置を講じるよう国に働きかけること。

また、生活困窮者自立支援制度の円滑な実施のため、十分な財政措置を講じるよう国に働きかけること。

11 高齢者福祉の充実強化について（共 通）

介護保険制度の円滑な運営等、高齢者福祉の充実強化を図るため、次の事項について国への働きかけも含め積極的かつ適切な措置を講じること。

(1) 安定的な制度運営について

介護保険財政の持続的かつ安定的な運営を図るため、将来にわたって市の財政負担及び被保険者の保険料が過重負担とならないよう、国・県の介護給付費に係る負担割合を引き上げること。

また、県は、介護給付費等費用適正化事業の支援において、単年度のアドバイザー派遣等を行うだけでなく、長期的な視点に立って支援を必要とする市に対し継続的な支援を行うこと。

(2) 介護サービス利用者負担対策事業について

低所得者の介護サービス利用料助成については、市の超過負担が生じているため、県介護保険サービス利用者負担対策費補助金交付要綱に基づき必要な予算額(所要額の4分の3)を確保し、補助すること。

(3) 介護従事者の確保・育成・定着について

介護従事者が不足している状況を踏まえ、地域に隔たりなく介護従事者の確保・育成・定着が図られるよう、引き続き、処遇及び労働環境の改善を行うとともに、財政措置を拡充すること。

(4) 認知症高齢者グループホーム（地域密着型サービス）の住所地特例制度適用外に伴う給付負担増について

認知症高齢者グループホーム（地域密着型サービス）の住所地特例制度適用外から生じる施設所在市の給付費負担について、調整交付金の算定方法を、施設所在自治体の負担に見合う算定に改めること。

また、算定については、施設の所在により有利な算定になることが明確な方式とすること。

なお、地域密着型サービス施設の住所地特例制度不適用に起因する負担については、介護保険だけでなく、国民健康保険、後期高齢者医療保険制度においても、同様の問題が生じるため、併せて是正を行うこと。

12 国民健康保険制度について(共通)

国民健康保険制度の健全な運営を図るため、次の事項について国への働きかけを含め積極的かつ適切な措置を講じること。

(1) 医療保険制度改革について

医療保険制度改革に関し、次の事項について適切な措置を講じること。

- ① 将来にわたり安定的で持続可能な制度とするため、すべての国民を対象とする医療保険制度の一本化に向け、抜本的改革を実施すること。

また、今後の見直しに当たっては、市や被保険者の負担増とならないよう、国の責任において万全の対策を講じること。

- ② 被保険者の保険料負担が急激に増えることのないよう、引き続き、確実な調整措置(激変緩和)を行うこと。また、令和12年度保険料水準の統一化に向け、県主導により課題の解決を図るなど着実に推進すること。

(2) 国民健康保険制度について

健全な運営を図るため、次の事項について適切な措置を講じること。

- ① 定率国庫負担割合の引き上げなど国保財政基盤の拡充・強化を図り、国の責任と負担において確実な財政措置を講じること。
- ② 低所得者に対する負担軽減策を拡充・強化するとともに、低所得者を多く抱える市への支援を強化すること。
- ③ 子どもに係る均等割保険料を軽減する支援制度の施行にあたっては、子育て世帯の負担軽減を図るため、必要な財源を確保したうえで、対象年齢や軽減割合を拡大する等、制度を拡充すること。
- ④ 検討課題とされている「生活保護受給者の国保等加入」について、生活保護が憲法に基づき、国が保障するナショナルミニマムに関わる事項であることから、引き続き、全額国庫負担とすること。

(3) 保険者努力支援制度について

保険者努力支援制度に係る事業について、市が円滑に業務を行えるよう支援総額を拡充すること。

(4) 特定健康診査・特定保健指導について

特定健康診査・特定保健指導において効果的な保健指導及びレセプト点検等、医療費の適正化推進のため、国保専任の保健師やレセプト点検員の配置に国及び県の財政措置を講じること。

また、県は、市が実施する各種保健事業に対する取組へ積極的な支援や助言及び財政措置を拡充すること。

(5) 精神疾患への財政措置について

精神疾患の国保財政の負担増に対する国の財政措置(特別調整交付金)について、交付要件を緩和すること。

また、交付対象となる精神医療費の在り方及びデーター把握が容易にできるよう事務の効率化を検討すること。

(6) 国保総合システムの次期更改について

国の意向等を踏まえ実施する国保総合システムの次期更改に係る費用については、保険者や被保険者に負担が生じないよう、国の責任において必要な財政措置を講じること。

(7) 介護なしサ高住に入居され住所地特例の届出のある被保険者について

介護なしサ高住に入居され住所地特例の届出のある被保険者について、居住地で特定健診及び特定保健指導が受診可能となるよう、制度の見直しを行うこと。

(8) 外国住民の徴収対策について

国民健康保険に加入する一時滞在の外国人住民について、負担の公平性の観点から出入国や在留に関する手続きの機会などを活用し、請求・徴収ができる体制を整備するなど、実効ある保険料徴収対策を講じること。

また、外国人の転入増加による医療費負担増が懸念される市にあっては、その実情を踏まえ交付金等適正な支援を行うこと。

13 障がい者福祉施策の充実について（共通及び富士・東部４市）

障がい者施策の充実強化を図るため、次の事項について国への働きかけも含め積極的かつ適切な措置を講じること。

(1) 重度心身障がい者医療費の公費負担制度の確立について

重度心身障がい者家庭の自立支援のため、国において「現物支給」（窓口無料化）による公的負担制度を確立すること。

また、地方単独事業実施に対する療養給付費負担金及び普通調整交付金の減額措置を全面的に廃止すること。

(2) 地域生活支援事業への財政措置について

本事業の国庫補助金(統合補助金)の配分方法は、平成 21 年度から人口割を廃止し、事業実績を重視するよう見直しがされたが、引き続き、市町村に超過負担が生じているため、事業の所要額に基づく財政措置を講じること。

また、国の補助対象となっている障害者総合支援事業費を県の補助対象とすること。

(3) 県福祉タクシーシステム事業の充実について

移動支援事業等で十分に補うことが出来ない状況の中、障がい者の行動範囲の拡大と社会参加を促すため、対象者については、自動車税及び軽自動車税の減免対象者と同様に見直すこと。

また、補助基準額を現行のタクシー料金に即した額に見直すとともに交付枚数を拡充すること。

(4) (仮称)手話言語法の制定について

手話が音声言語と対等な言語であることを国民に広め、聞こえない子供が手話を身につけ、手話を学べ、自由に手話が使え、更に手話を言語として普及、研究することができる環境整備を行うため早期に(仮称)手話言語法を制定すること。

(5) 富士北麓・東部地域における重症心身障がい児の通所施設の整備について
(富士吉田市、都留市、大月市、上野原市)

富士北麓・東部地域の重症心身障がい児への支援を充実・強化するため、次の事項について、適切な措置を講じること。

- ① 心身障がいを持つ乳幼児、発達障がい児の通所施設を整備すること。
- ② あけぼの医療福祉センターサテライト（富士東部小児リハビリテーション診療所）における診察を全平日に拡大するとともに、民間事業所の参入に対して支援を行うこと。
- ③ 特別支援学校(盲学校、聾学校以外)の幼稚園部を設置すること。

(6) 福祉サービス事業所の確保について

(富士吉田市、都留市、大月市、上野原市)

富士・東部地域の市では、福祉サービス給付決定をしても受入事業所が不足している状況であるため、福祉サービス事業所が開設されるよう必要な措置を講じること。

14 生活環境の整備等について(共 通)

地域社会における快適で安全な生活環境づくりを推進するため、次の事項について国への働きかけも含め積極的かつ適切な措置を講じること。

(1) 火葬場整備への財政措置について

地域社会に必要不可欠な生活環境施設である火葬場の整備に対する財政措置については、地方交付税措置によらず他の生活環境施設(上水道、下水道及び廃棄物処理施設等)と同様に国庫補助金により措置するよう国に働きかけること。

(2) 水道事業について

安全、安心な水道水の提供及び公営企業財政の健全化を図るため、次の事項について国に働きかけること。

- ① 国庫補助金の採択基準の一つである資本単価（90 円／m³）を緩和すること。
- ② 管路更新を進めるに当たり、適切な管路機能評価を行う上で重要な指標となる耐用年数（40 年）を見直すこと。
- ③ 簡易水道施設の整備促進のため、補助率の要件緩和及び引き上げを行うこと。

(3) 太陽光発電設備の適正な導入について

太陽光発電設備の適正な導入を図るため、複数分割案件に対し、適正な審査のうえ認定を行うよう国へ働きかけること。

また、複数分割案件の情報提供等、国、県と連携体制を強化すること。

(4) 地域における飼い主のいない猫の TNR 活動について

地域における飼い主のいない猫に避妊・去勢手術を施し、元の場所へ戻す TNR 活動に取り組むボランティア団体の活動は、多くの飼い主のいない猫の繁殖を抑制するなど、県動物愛護管理推進計画の収容数の減等に貢献をしていることから、県は、県と市町村との役割分担を明確にしたうえで、自治会、ボランティアとも連携した TNR 活動の実施体制を確立すること。

15 予防接種について(共 通)

予防接種を円滑に実施するため、次の事項について国へ働きかけること。

(1) 子宮頸がん予防ワクチン接種に関する健康被害について

子宮頸がんワクチンについて、ワクチンによる健康被害の原因究明と今後の接種に関する方向性を早期に明示すること。

(2) 定期接種の財政措置について

定期接種への財政措置は、地方交付税によらず全額国庫負担とすること。

(3) おたふくかぜの定期接種化について

おたふくかぜのワクチンについては、定期接種化すること。

なお、定期接種化に当たっては、国が責任をもってワクチンの有効性と接種による副作用を検証するとともに、ワクチン不足や地域間でのワクチン供給量に格差が生じないよう安全・安定供給対策を講じたうえで導入すること。

(4) インフルエンザ予防接種について

集団生活の多い高校生以下についても高齢者同様に定期接種化すること。

(5) 予防接種制度の見直しについて

定期接種を既に終えた子どもが、小児がん等の医療行為により免疫を失った場合についても、長期療養等と同様の考え方で接種機会が与えられるよう、予防接種制度を改正すること。

16 容器包装リサイクル及び家電リサイクルについて(共通)

容器包装リサイクル制度及び家電リサイクル制度に関して、次の事項について国への働きかけを含め積極的かつ適切な措置を講じること。

(1) 容器包装リサイクル制度について

収集運搬費、中間処理費及び市民に対する周知啓発費など自治体に大きな負担のかかる現行制度を見直し、事業者責任の強化・明確化を図り、自治体の負担を軽減すること。

また、容器包装を製造する事業者に対し、分別・リサイクルが容易な製品の開発及び普及促進や、分別排出に係る市民(消費者)のインセンティブの導入を義務付けるなど、市民がより排出しやすいシステムを構築すること。

(2)家電リサイクル制度について

次の事項について適切な措置を講じること。

- ① 再商品化費用については前払い制とするとともに、対象品目を拡大すること。
- ② 不法投棄された廃家電製品の収集運搬・リサイクル費用については、拡大生産者責任の原則に基づき、事業者が担う仕組みとすること。
- ③ 義務外品の処理については、一般廃棄物扱いであるため市町村の責任とされているが、効果的に進めるためには関係者が連携・協力して取り組む必要があることを踏まえ、制度の前進・拡充に資する新たな方法を検討すること。

17 廃棄物処理対策について(共通)

円滑な廃棄物処理を図るため、次の事項について国への働きかけを含め積極的かつ適切な措置を講じること。

(1)廃棄物処理施設について

廃棄物処理施設の広域化等による既存施設の解体撤去工事費について、跡地を利用して廃棄物処理施設を整備する場合のみでなく、跡地利用が未定の場合及び廃棄物処理施設以外に利用される場合も循環型社会形成推進交付金の交付対象とすること。

(2)不法投棄対策について

廃品回収業者による詐欺行為や不法投棄等の対策として、車輛の登録制、車輛への許可番号表示の義務付け、罰則の強化など法的措置を講じるとともに、警察による指導強化を図ること。

18 山岳振興及び環境保全について(共 通)

世界文化遺産の富士山をはじめユネスコエコパークの南アルプス及び甲武信等、国内有数の山岳を有する本県の山岳振興及び環境保全を図るため、次の事項について、国への働きかけを含め積極的かつ適切な措置を講じること。

- (1) 富士山、南アルプス、甲武信の3 地域の一体的なPR活動(パンフレット作成及びインターネットによる動画配信等)を行うこと。

ユネスコエコパークの本来の活動でもあるSDGSの行動目標の啓発やリマ行動計画等国際的な視野に立つ取り組みについて県民に周知すること。

- (2) 文部科学省日本ユネスコ国内委員会が所掌する「ユネスコ MAB」のロゴマークについては、登録地の自治体が自由に使用できるようにすること。

- (3) 櫛形山の生物多様性を保全するため、山梨県自然環境保全地区の指定に向けた条例整備を行うこと。

- (4) 御岳昇仙峡の松くい虫被害対策を効率的かつ効果的に行うため、県や周辺市町村及び関係機関が連携した一体的な被害対策を実施すること。

19 有害鳥獣の駆除・防除対策について(共 通)

有害鳥獣の駆除・防除対策の充実強化を図るため、次の事項について国への働きかけも含め積極的かつ適切な措置を講じること。

- (1) 特定鳥獣適正管理事業について、鹿、イノシシ及びニホンザルの捕獲・駆除頭数を拡大し、ハクビシン及びカラスを対象とするとともに、財政措置の拡充を行うこと。

- (2) 有害鳥獣防止柵の長寿命化及び維持に対する県の財政措置を講じること。

20 森林整備の促進等について(共 通)

森林整備を促進するため、森林環境譲与税の譲与基準について、私有林の人工林面積の按分率を上げるとともに、新たに事業量及び実績等を加えるよう、国に働きかけること。

また、東京圏に接しているという本県の強みを生かし、県内の森林整備及び森林を通じた都市と山村の交流活動に対して、都市部に譲与された森林環境譲与税が活用されるよう、県は、都及び東京圏の市区町村に対して働きかけること。

21 埋蔵文化財の調査について(共 通)

埋蔵文化財の調査に関し、次の事項について国への働きかけを含め積極的かつ適切な措置を講じること。

(1) 県各種開発事業に係る埋蔵文化財調査について

開発行為は農家のみならず、個人、民間等その範囲は広く、また、開発場所も様々であることから、現行の役割分担における例外規定を見直し、県事業に伴う埋蔵文化財調査については、事業規模の大小にかかわらず、本来的に原因者であり工事主体者でもある県が調査すること。

(2) 埋蔵文化財調査への財政措置について

埋蔵文化財調査については、県文化財保存事業費補助金を令和4年度以降も継続するとともに、市の超過負担解消のため、県文化財保存事業費補助金交付要綱に基づき必要な予算額(所要額の4分の1)を確保し、補助すること。

22 社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金について(共 通)

計画的な事業執行に支障を来たすことのないよう、十分な予算を確保し、適切に配分するとともに、両交付金制度の運用に当たっては、小規模路線を対象とするなど対象事業の拡大、採択基準の要件緩和など市が活用しやすい仕組みにするよう国に働きかけること。

23 高速道路及び地域高規格道路等の整備促進について (共 通)

広域物流や地域間の交流・連携に大きな役割を果たし、地域の活性化や災害時の緊急輸送路・避難道路及び広域的な医療サービスの提供等極めて重要な社会経済基盤である高速道路及び地域高規格道路等の整備を促進するため、次の事項について国等へ働きかけること。

(1) 中部横断自動車道(長坂～八千穂)の整備促進について

中部横断自動車道の基本計画区間(長坂から八千穂)の整備計画区間への早期格上げ及び関係自治体の取り組みへ支援すること。

(2) 中央自動車道の整備について

上り線の小仏トンネル付近及び下り線の相模湖付近の渋滞解消を図るため、対策事業を早期に完成すること。

(3) スマートインターの整備について

中央自動車道の(仮称)甲府中央 SIC を早期に完成すること。

(4) 新山梨環状道路の整備促進等について

新山梨環状道路の整備促進のため、次の事項について、適切な措置を講じること。

(北部区間)

- ① 直轄事業による全線の早期事業着手

また、建築後間もない住宅が計画路線内に多く点在することから事業への理解と協力が得られるよう、計画路線内の住民へ早期に説明を行うこと。

② 甲斐市内インター整備計画予定地周辺の土地利用を規制するための準都市計画区域の指定

③ 県都市計画マスタープランの見直しに併せ、ＪＲ塩崎駅周辺を「都市機能補完地区」に格上げするとともに、併せて駅周辺を中心としたエリアに都市機能を集約した居住誘導地区を設けること。

④ 和戸ＩＣアクセス道路の早期事業完成

⑤ 緑が丘アクセス道路の早期事業完成

(東部区間)

⑥ 西下条ＩＣ～広瀬ＩＣ間の早期事業完成

(南部区間)

⑦ 田富東ランプ及び環状線側道の渋滞解消

24 国道・地方道の整備促進について(共通及び個別)

本県は、道路整備が依然として立ち後れており、その整備を望む住民の声は非常に強く、真の生活の豊かさやゆとりを実現し、活力と個性にあふれた地域づくりを進めるため、道路整備は重要かつ喫緊の課題となっている。

また、東海地震や富士山噴火などに対応する広域避難道路の整備も急務である。

ついては、一般国道及び地方道の整備を着実に推進するため、次の事項について国への働きかけを含め積極的かつ適切な措置を講じること。

共通事項

(1) 道路財源の確保及び安全対策について

真に必要としている道路整備を遅らせることがないように、従来の臨時地方道整備事業債相当の財政措置を講じるなど、道路整備等(維持・修繕費、トンネル及び橋梁の点検、長寿命化等の安全対策を含む)のための財源を確保すること。

また、安全対策として、引き続き、歩道設置を進めるとともに、狹隘箇所や落石危険箇所の解消を図ること。

特に、通学路の安全対策について、緊急点検の結果を踏まえ、早期に路肩のグリーンベルト設置、横断歩道等路面標識の再塗装による強調、防護柵の設置等安全対策を講じること。

個別項目

(2) 県道等の整備促進について

災害時の避難対策、渋滞対策、物流の効率化、安全確保及び利便性の向上等に対応し、地域の生活交通の円滑化を促進するため、次の路線の整備促進を図ること。

(甲府市、甲斐市)

① 県道甲府昇仙峡線の整備について

- ・ 桜橋の架け替えも含めた拡幅整備促進

(富士吉田市、都留市、大月市)

② 広域避難路の整備について

- ・ 国道 139 号の整備促進
- ・ 中央道側道の県道昇格による整備促進
- ・ 県道富士吉田西桂線から加畑夏狩線を通り県道高畑谷村停車場線「宝バイパス」・大幡初狩線へ繋ぐ新たな道路の整備促進
- ・ 国道 139 号都留バイパスから国道 20 号大月バイパス(大月インターチェンジ)へ繋ぐ新たな道路の整備促進
- ・ 県道都留道志線の新設トンネルを含む道路の整備促進

(富士吉田市)

③ 富士吉田西桂スマートインターへのアクセス道路の整備促進について

- ・ 県道富士吉田西桂線上暮地バイパス全線の早期完成
- ・ 県道富士吉田西桂線上暮地バイパスの富士見通り線方面への延伸

④ 国道 138 号の 4 車線化の整備について

- ・ 4 車線化の早期完成

⑤ 都市計画道路赤坂小明見線の整備について

- ・ 県道昇格による整備促進

⑥ 市道新倉南線から市道中央通り線中曽根交差点間の県道昇格及び県道山中湖忍野富士吉田線の整備について

- ・ 市道新倉南線から市道中央通り線中曽根交差点間の県道昇格による整備促進
- ・ 県道山中湖忍野富士吉田線のお茶屋町東交差点から砂原橋東交差点区間の整備促進

⑦ 富士雪解沢雨水排水対策について

- ・ 富士雪解沢雨水排水対策協議会への支援

(都留市)

⑧ 県道高畑・谷村停車場線及び大幡・初狩線の整備について

- ・ 県道高畑・谷村停車場線と県道大幡・初狩線の三叉路を含む狭隘区間の整備促進
- ・ 県道大幡・初狩線の中央都留カントリー倶楽部から県道高畑・谷村停車場線交差点までの区間の整備促進

(大月市)

⑨ 大月バイパス及び国道 20 号の整備について

- ・ 国道 20 号大月インターより西側の改修、一部バイパス化による整備及び新笹子トンネルの早期整備促進
- ・ 国道 20 号桂台入口交差点の交差点改良

(韮崎市)

⑩ 県道甘利山公園線の整備について

- ・ 早期完成

⑪ 県道北原下条南割線の整備について

- ・ 早期完成

⑫ 国道 141 号の整備について

- ・ 柳原神社からの整備促進

⑬ 県道茅野韮崎線の整備について

- ・ 早期完成

⑭ 県道韮崎昇仙峡線の整備について

- ・ 韮崎東ヶ丘病院からの整備促進

(南アルプス市)

⑮ 広域連携強化の交通ネットワークについて

- ・ 釜無川(富士川)、御勅使川等に囲まれ、甲府都市圏域と分断されているため、地域経済活動や災害時の緊急輸送路の確保の観点から、新たな広域的なネットワークの構築について早期に検討

(甲斐市)

⑯ 都市計画道路田富敷島線の整備について

- ・ 富竹工区及び仲新居工区の整備促進

(笛吹市)

⑰ 県道笛吹市川三郷線の整備について

- ・ 鳥坂峠に新たなトンネルの整備促進
- ・ 笛吹市芦川町鶯宿地区から甲府市古関町地区の危険箇所の整備促進

⑱ 県道白井甲州線の整備について

- ・ 自転車が行き可能な歩道の整備促進

(北杜市)

⑲ 県道横手日野春停車場線の整備について

- ・ 三吹地区(牧原交差点以東西)の拡幅整備促進

⑳ 県道韮崎増富線の整備について

- ・ 明野町上手地内のバイパス案を含めた整備促進

②① 県道長坂高根線の改良について

- ・ 長坂町長坂上条地内、清光寺坂上交差点の改良整備促進

②② 県道駒ヶ岳公園の整備について

- ・ 白州町白須地内の国道 20 号との交差点の狭隘箇所の整備促進

(上野原市)

②③ 談合坂スマートインターへのアクセス道路等の整備について

- ・ スマートインターから国道 20 号線に至る県道狭隘部分の整備促進

②④ 県道四日市場上野原線の整備について

- ・ 鶴島地内をはじめ本路線の狭隘箇所の解消
- ・ 桂川橋の架け替えによる拡幅整備

②⑤ 県道新田松留線の整備について

- ・ 島田駐在所前交差点から東側に延伸し、国道 20 号から神奈川県側へ迂回するためのバイパス道路の整備

(山梨市・甲州市)

②⑥ 国道 411 号と国道 140 号の連絡道路整備について

- ・ 早期事業化

②⑦ 山梨市駅東山梨線東山梨駅から西広門田・勝沼経由国道 20 号に至る道路整備について

- ・ 事業計画どおり進捗するための支援

(山梨市)

②⑧ 県道山梨市停車場線の整備について

- ・ 第 2 期工事の早期事業化

(甲州市)

②⑨ 県道塩山勝沼線の整備について

- ・ 整備促進

③① 県道平沢千野線の整備について

- ・ 福生里地区から平沢地区までの改良整備促進及び 2 渓流の横断部の通水断面確保の早期事業化

(中央市)

③② 新設道路(浅利バイパス)の早期計画について

- ・ 作興橋から国道 140 号までの新設道路について整備計画の検討

③③ 県道韭崎南アルプス中央線の整備について

- ・ 浅原橋から東花輪駅の区間の歩道設置を含む拡幅改良整備促進
- ・ 豊積橋を架け替え(架け替えが困難な場合は、歩道拡幅及びクランク解消等改良整備促進)

③④ 都市計画道路昭和玉穂中央通り線の整備について

- ・ 県道昇格による整備促進

25 公共土木施設及び公共建築物の老朽化対策について(共 通)

橋梁及び公園の長寿命化の促進、公共建築物の集約化及び老朽化対策が円滑に実施できるよう国への働き掛けも含め積極的かつ適切な措置を講じること。

(1) 橋梁の長寿命化について

次の事項について、適切な措置を講じること。

① 「長寿命化修繕計画」に基づく事業に対して十分な財政措置を講じること。

また、維持補修及び架け替え整備への起債の対象拡大を含めた財政措置の拡充を行うこと。

② 応急措置に対する費用について財政措置を講じること。

- ③ 市に移管されている鉄道（JR）や高速道路を跨ぐ重要度の高い橋の修繕については、国策として建設された鉄道や道路の機能復旧であることに鑑み、全額国費負担の対象とするか、又は事業者も費用負担するなどして早期かつ優先的に実施すること。

(2) 公園の長寿命化について

公園長寿命化修繕計画に基づく維持修繕に対する社会資本整備総合交付金を拡充するとともに、応急措置への財政支援及び公園施設長寿命化対策支援事業が活用できるよう、対象施設の拡大、総事業費及び面積要件の引下げ等要件緩和を行うこと。

(3) 公共施設等の適正管理の推進について

公共施設等の集約化・複合化、長寿命化等の財政措置を拡充するとともに、公共施設等適正管理推進事業債の期限を延長すること。

26 河川改修等整備の促進及び環境保全について(共通及び個別)

災害を未然防止し、住民の生命・財産と生活基盤を守るための河川の整備及び河川環境の保全、快適な水辺空間の創出、有害鳥獣対策を促進するため、次の事項について必要な措置を講じること。

【河川整備等】

(甲府市)

- (1) 濁川、高倉川、間門川及び五割川の改修等の整備促進

(富士吉田市)

- (2) 溪流の景観保全を目的とした鐘山の滝周辺の浚渫及び護岸の整備促進

- (3) 小佐野川の整備促進

(都留市)

(4) バックウォーター現象の解消のため、災害対策の実施

(北杜市)

(5)大武川(駒城橋下流堤防)の整備

(甲州市)

(6) 重川の雨敬橋から未整備期間の整備促進及び河川重要水防区間(各箇所)
堤防高不足等の危険度、改修・補修の詳細調査の実施

【環境保全】

(共通)

(7) 良好な河川環境を保全し安全性を確保するとともに、有害鳥獣対策を推進するため、河川管理者である県は、早期に立木等を伐採するとともに、河川清掃(河川の草刈)及び河床整正の予算を確保し事業を推進すること。

(甲府市)

(8) 市内県管理河川の土砂の堆積状況を注視し、河積を狭める堆積土砂の除去及び除草清掃

(富士吉田市)

(9) 小佐野川の維持管理

(中央市)

(10) 常永川及び神明川の浚渫

27 下水道の整備促進について（共通）

基幹的な生活環境施設として極めて重要な下水道の計画的な普及拡大及び老朽化、耐震化に伴う改修・更新等の促進を図るため、次の事項について、国への働きかけも含め適切な措置を講じること。

- (1) 各種補助制度の創出、採択基準の緩和など市が活用しやすい仕組みの構築、社会資本整備総合交付金及び地方創生污水处理交付金の交付率の引き上げ並びに処理場やポンプ場施設の浸水対策事業に係る外水対策を対象とするなど対象範囲の拡大を図るとともに、必要な予算額を確保すること。
また、污水处理施設整備構想に基づき整備が円滑に実施できるよう予算額を確保するとともに財政措置を拡充すること。
- (2) 県公共下水道普及促進費補助金について、整備促進のため補助要件を従前の要件に見直すとともに、必要な予算額を確保すること。
- (3) 末端管渠の整備について、社会資本整備総合交付金の対象とすること。
- (4) スtockマネジメント計画に基づく点検調査を持続的に実施できるよう、財政措置を拡充すること。
- (5) 污水处理の広域化・共同化について、引き続き、県が主導し市の意見を聞きながら、予定どおり広域化・共同化計画を策定し、推進すること。

28 住宅新築資金等貸付原資償還額の見直しについて（甲府市、甲斐市）

住宅新築資金等貸付金の償還率の向上については、関係団体への協力要請、滞納者への督促等を行うなど様々な努力をしているが、依然として極めて厳しい状況である。

こうした中で、毎年度償還金の回収額が県への償還額に満たない状況であり、一般財源を投じて県償還金に充てていることから財政的にも苦慮している。

については、事業の経緯及び現状を勘案し、償還金の減額及び市中金融機関並みの金利への見直しを含めた利子の免除又は軽減等、市財政の負担軽減について適切な支援を講じること。

29 義務教育施策の充実強化について(共 通)

義務教育施策の充実強化を図るため、次の事項について国への働きかけを含め積極的かつ適切な措置を講じること。

(1) 教職員配置の充実等について

次の事項について、適切な措置を講じること。

- ① 少人数教育については、引き続きその推進を図るとともに、教職員の増員加配を行うなど一層の見直しをすること。

また、学級数や生徒児童数に関わらず児童・生徒の実態に応じた小規模校への教員の加配をするなど、教職員配置の充実改善を図ること。

- ② 小規模中学校への技術・家庭・美術・音楽等の教諭の配置について、センター方式の導入等具体的な改善を図ること。

なお、複数校を併任して勤務を行う場合には、県教育事務所と連携する中で移動時間についても配慮すること。

(2) 特別支援教育の充実強化について

特別支援教育の充実強化を図るため、インクルーシブ教育システムの構築を推進すること。また、多様化複雑化するニーズにきめ細かに対応するため、国・県の基準による1学級あたり7人という基準を引き下げるなど、特別支援学級に在籍する児童生徒の実態に応じた教員の加配をすること。

(3) 学校配置スクールカウンセラーについて

心理や福祉に関する専門スタッフ等と連携し、チームとして学習指導や生徒指導に取り組む必要があることから、勤務時間数を増加すること。

また、スクールカウンセラーを学校職員として位置づけ、配置体制の拡大及び雇用の安定を図るとともに、市単独配置に対して財政措置を講じること。

(4) 不登校児童・生徒適応指導教室について

市が設置する適応指導教室に県費負担正規職員を適正配置するとともに、適応指導教室の運営に対して財政措置を講じること。

更に、県が主体となり市と連携した不登校支援を行うとともに、地域の状況を見据えた共同設置への助言等支援すること。

(5) 外国籍児童・生徒の教育について

外国人児童生徒に指導ができる職員(通訳を含む)を県費負担の非常勤職員として追加配置すること。

また、市単独配置職員に対して国・県の財政措置を講じること。

(6) 外国語教育の充実について

外国語教育の一層の充実を図るため、小学校への英語の専科教員を増員配置すること。

また、外国語教育の充実には、外国語指導助手（ALT）による生のコミュニケーション（発音、ニュアンス、ジェスチャー等）に低学年から触れることが重要であるため、ATL 配置に対する国・県の財政措置の拡充をすること。

(7) 栄養教諭及び栄養職員の配置について

県費栄養教諭及び栄養職員について、より充実した学校給食推進のため、国の配置基準を見直すよう働きかけるとともに、県独自の配置基準による増員配置について検討すること。

(8) 養護教諭の複数配置について

保健室の業務に加え、不登校児童生徒、発達障害等の児童生徒への対応等業務が増加している現状を踏まえ、現行制度の人数制限の引き下げと学校の実態に合った県費養護教諭の複数配置を行うこと。

(9) 自立支援指導員及びスクールソーシャルワーカーの配置等について

問題行動等を繰り返す児童生徒への早期適切な対応を行うため、スクールソーシャルワーカーの地域の実情に応じた増員及び配置時間の増加を行うとともに、市単独配置スクールソーシャルワーカーへの国・県の財政措置を講じること。

また、スクールソーシャルワーカーを学校職員に位置付け、標準法により定数配置すること。

(10) 事務職員の複数配置について

スムーズな学校運営のため、大規模校への事務職員の複数配置を継続し、更なる加配の拡大をすること。

(11) 図書館司書の配置について

学校司書を継続かつ安定して職務に従事させるためには、非常勤嘱託職員としての配置では限界があることから、学校保健室に配置されている養護教諭等と同様に、学校司書を国又は県において配置するとともに、財政措置については、交付税措置によらず国庫補助等確実な措置を講じること。

(12) コミュニティスクールの加配について

学校運営協議会の設置校に、県費教員又はコーディネーターの加配をするとともに、コミュニティスクールを推進するため、県の財政措置を講じること。

(13) 学力向上支援スタッフ及びスクールサポートスタッフについて

必要な学力向上支援スタッフ及びスクールサポートスタッフが配置できるよう、県の財政措置を拡充すること。

30 公立学校施設等の整備について（共 通）

公立学校施設及び社会教育施設等の整備を推進するため、次の事項について国への働きかけを含め適切な措置を講じること。

(1) 公立学校施設の整備について

公立小中学校施設の整備費については、老朽化対策、エアコン設置、トイレ洋式化改修、プール、体育館及び理科室、音楽室等特別教室への冷暖房設置等施設改修の事業を計画的に実施できるよう、国の当初予算において必要額を確保すること。

また、学校施設環境改善交付金の補助基準単価が、実施単価とは乖離していることから、補助基準単価や補助率の嵩上げを行うとともに、改修・改築を効率的・効果的に行うため下限額の設定や限定項目を緩和するなど公立学校諸施設の整備について、適切な財政措置を講じること。併せて、国において、学校の適正配置による廃校施設の解体経費等への財政措置を講じること。

これらについては、児童が安心・安全に学べる教育環境を推進できるよう、県においても財政措置を講じること。

更に、少人数学級の推進に伴う教室の増築等施設改修に要する経費については、県において財政措置を講じること。

(2) 社会教育施設及びスポーツ施設への財政措置について

社会教育施設(公民館、市民会館、図書館等)の老朽化に伴う改修整備に対して、確実な財政措置を講じること。

また、運動施設の水銀灯のLED化、スポーツ施設の老朽化に伴う建替え整備へ財政措置を講じること。

31 GIGA スクール構想について

GIGA スクール構想の推進のため、次の事項について国への働きかけを含め適切な措置を講じること。

(1) ICT 環境の維持について

児童生徒1人1台端末及びネットワーク環境の整備後に当たっても、端末、関連機器及び校内ネットワーク環境の維持更新、各種ソフトウェア購入費用について、国庫補助金による継続的かつ十分な財政措置を講じること。

また、児童生徒が通信環境に左右されず家庭でのオンライン学習に取り組めるよう回線使用料等の通信費についても財政措置を講じること。

(2) GIGA スクールサポーターの配置について

GIGA スクール構想の着実な推進のため、GIGA スクールサポーターが確実に配置されるよう、人材の紹介事業の充実や人材バンクの創設等を行うこと。

32 就学援助制度について(共 通)

国の要保護児童生徒援助費及び特別支援教育就学奨励費補助金は、補助対象経費の2分の1となっているが、満額交付されない状況であるため、補助対象経費の2分の1を満額交付すること。

また、準要保護者に係る就学援助の財政措置については、交付税措置によらず国庫補助等確実な財政措置を講じること。